



白井市 学校施設の長寿命化計画



市ホームページ

令和2年8月
(令和8年3月改定)

白井市教育委員会

【目次】

第1章	学校施設の長寿命化計画の背景・目的等	1
(1)	背景	1
(2)	目的	2
(3)	計画期間	2
(4)	対象施設	2
第2章	学校施設の実態と課題	3
(1)	学校施設の運営状況・活用状況等の実態	3
(2)	学校施設の老朽化状況の実態	13
(3)	近年の国の施策等が学校施設に与える影響	24
(4)	将来コストの見通し	36
(5)	学校施設の抱える課題	40
第3章	学校施設の目指すべき姿	41
第4章	学校施設の基本的な方針等	42
第5章	基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等	45
(1)	改修等の整備水準	45
(2)	維持管理の項目・手法等	48
第6章	長寿命化の実施計画	48
(1)	改修等の優先順位付けと実施計画	48
(2)	長寿命化のコストの見通し、長寿命化の効果～維持・更新の課題と今後の方針～	52
第7章	長寿命化計画の継続的運用方針	53
(1)	情報基盤の整備と活用	53
(2)	推進体制等の整備	53
(3)	フォローアップ	53

第1章 学校施設の長寿命化計画の背景・目的等

(1) 背景

市の学校施設は、昭和54年の千葉ニュータウンの街開きを契機として、ほぼ同時期に集中的に整備が進められ、全公共施設延べ床面積の6割以上を有しています。このうち全ての小中学校の校舎が築30年以上となりました。平成15年からは昭和56年以前の建築物の耐震化に着手し、補強が必要とされる建築物の補強工事をするとともに、老朽化対策工事を平成27年度まで行ってまいりました。

近年では、平成17年から平成22年までに西白井地区での土地区画整理事業、笹塚地区におけるニュータウン事業と根地区や富士地区の市街化調整区域の開発による短期的な特殊要因の影響を大きく受けた学校の児童数が増加し、七次台小学校や白井第三小学校などの校舎を増築してきましたが、平成26年3月末に千葉ニュータウン事業が終了したこと、また、同年4月から都市計画法に基づく開発許可等を行う事務処理市に移行して市街化調整区域の開発を抑制したことを踏まえると、今後は児童数が急増するような開発は行われないと考えられることから、単に教室校舎の増築ではなく図書室棟を増築の上、既存校舎の図書室を普通教室に転用するなど、校内の教室配置を意識した整備を行うとともに必要最小限の増築に努めてまいりました。さらに、全ての普通・特別教室へのエアコン設置、ICT環境の整備、バリアフリー化に加え、桜台小学校・桜台中学校では給食センター方式への移行に伴う食物アレルギーへの対応を進めるなど、学校施設の環境改善を推進しています。

また、学区ごとの住民の年齢構成を見ると、地域ごとに差異が顕在化してきています。前述の街開きに集中整備された学校教育系施設は、今後改築の時期が重なること、近年の物価高騰に伴い、大規模改修や建替えに多額の費用が必要になることが明らかになってきており、これらの適正な維持管理も他自治体と同様に課題となっています。

文部科学省の資料によると、学校施設の改築までの平均年数は、鉄筋コンクリート造の場合、概ね42年となっていますが、適切な維持管理がなされ、コンクリート及び鉄筋の強度が確保される場合には70～80年程度、さらに、技術的にはそれ以上持たせるような長寿命化も可能とされており、今後は長寿命化を図り、予防保全型のさらなる推進、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を実現しつつ、安心安全を最優先の上、学校施設に求められる機能を確保することが求められています。また、長寿命化の実施に当たっては、単に数十年前の建築時の状態に戻すだけでなく、その機能や性能を現在の学校が求められている水準まで引き上げ、安全で安心な施設環境の確保、教育環境の質的向上、地域コミュニティや防災の拠点施設形成を図りつつ、省エネルギー化、再生可能エネルギーの活用、木材の活用、バリアフリーなど現代の社会的要請に応じた整備を行っていくことが求められています。

(2) 目的

「白井市学校施設の長寿命化計画（以下「本計画」という。）」は、長寿命化の対象となる施設を中心として、予防保全型の管理のさらなる推進、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を実現しつつ、安全安心を最優先の上、学校施設に求められる機能を確保することを目的として策定するものです。児童・生徒数の減少及び学校施設の老朽化の進行、物価高騰による更新費用の増大に加え、令和8年3月の白井市公共施設等総合管理計画の改定を踏まえ現在の状況を反映するため、本計画を改定することとしました。

なお、本計画は白井市公共施設等総合管理計画（令和8年3月）に基づく個別施設計画と連携を取りつつ、文部科学省の学校施設環境改善交付金の交付を受けようとする地方公共団体に提出を義務付けている施設整備計画は、本計画に基づき策定していきます。

(3) 計画期間

令和2年度～令和41年度（5年ごとに見直し）

白井市公共施設等総合管理計画では、平成29年度（2017年）から令和38年度（2056年）までの40年間を計画期間としていますが、本計画では令和2年度（2020年）から令和41年度（2059年）までの40年間とします。ただし、期間内であっても将来の児童・生徒数の変化、社会経済状況の変化、社会的要請に応じた整備、国の補助制度などの動向により、柔軟に計画を見直すこととします。

今回の改定は、令和2年3月の計画策定以来、初の定期見直しとなります。

(4) 対象施設

市が保有する学校施設（小学校、中学校）を対象とします。

表 1-1 対象施設

学校教育系施設	
小学校	9校
中学校	5校

上記の学校教育系施設のうち、次の建物を対象とします。

- ・校舎（渡り廊下、昇降口等の機能上不可分な小規模の建物を含む）
- ・体育館（柔剣道場を含む）
- ・プール附属棟
- ・部室、倉庫

第2章 学校施設の実態と課題

(1) 学校施設の運営状況・活用状況等の実態

① 対象施設一覧

市には小中併せて14校の学校施設があり、小学校全体の延べ床面積は54,964㎡、中学校全体は37,757㎡、合わせて92,721㎡となります。小学校の1校当たりでは、3,827㎡～7,102㎡、中学校の1校当たりでは、7,055㎡～8,121㎡となっています。なお、土地所有については白井第二小学校の校庭の一部845㎡、白井第三小学校のプール用地1,627㎡を借用しています。

小中学校の規模は、半数以上が適正規模校(12～24学級)となっていますが、小学校・中学校ともに小規模校(11学級以下)が各3校あります。本計画の策定時(令和2年8月)と比べると、小学校では大規模校(25学級以上)が2校減少して0校となる一方、小規模校が1校増加しました。中学校でも小規模校が1校増加しました。今後も児童生徒数の変動や地域の人口動態を注視し、小規模校の増加傾向に対しては、教育環境の質を維持するための対策が求められます。

また、全ての小学校の校舎内外に学童保育室を設けているほか、新たに大山口小学校と南山小学校にまちづくり協議会の集いの場が設置されるなど複合化・併設化が進んでいます。

表2-1 対象施設一覧表

名称	土地所有	中学校区	延べ面積 m ² (非木造)	建築 年度 (校舎)	児童生徒数(人)		学級数(学級)		複合(棟)		併設(棟)		プール		
					通常 学級	特別 支援	通常 学級	特別 支援	学童 保育	その他	学童 保育	その他	築年数	利用 状況	
小学校	1 白井第一小学校	市	白井	5,363	S54	130	8	6	2	1			55	休止	
	2 白井第二小学校	市ほか	白井	3,827	S51	73	12	6	2	1			49	休止	
	3 白井第三小学校	市ほか	大山口	6,373	S52	488	44	17	7		2		47	利用	
	4 大山口小学校	市	大山口	6,624	S51	421	31	15	5		2	2	49	利用	
	5 清水口小学校	市	七次台	5,996	S51	357	26	14	5	1		1	48	利用	
	6 南山小学校	市	南山	6,916	S51	250	29	11	5	1	2		49	休止	
	7 七次台小学校	市	七次台	5,843	S58	518	30	18	5	1	1		42	利用	
	8 池の上小学校	市	南山	6,920	H01	367	17	13	3			1	1	36	利用
	9 桜台小学校	市	桜台	7,102	H05	310	17	12	3	1			32	利用	
小学校 計			54,964		2,914	214	112	37	6	5	5	2			
中学校	1 白井中学校	市	白井	7,115	S44	130	8	4	2				55	休止	
	2 大山口中学校	市	大山口	7,875	S51	573	30	16	5				49	休止	
	3 南山中学校	市	南山	8,121	S51	399	16	11	3				49	休止	
	4 七次台中学校	市	七次台	7,591	S58	485	17	13	3				42	休止	
	5 桜台中学校	市	桜台	7,055	H05	170	6	6	2				32	休止	
中学校 計			37,757		1,757	77	50	15	0	0	0	0			
小・中学校 合計			92,721		4,671	291	162	52	6	5	5	2			
						4,962	214								

(令和7年12月31日現在)

② 児童生徒数及び学級数の変化

市の「人口推計報告書」（令和 6 年 12 月公表）に基づき、小中学校の児童生徒数の将来推計を行った結果、小学校の児童数は一時的に増加するものの、長期的には減少傾向が続く見込みです。これに伴い、小学校の通常学級数も減少していくと見込まれます。一方、中学校では、1 学級の上限人数が段階的に 35 人へ引き下げられます。具体的には、令和 8 年度は 1 年生を 40 人から 35 人に、令和 9 年度は 1・2 年生を 35 人に、令和 10 年度以降は全学年を 35 人となります。これにより、生徒数の減少に比べて通常学級数の減少は緩やかになる見込みです。

表 2-2 これまでの小中学校の児童生徒数及び将来推計（人）

	これまでの推移									将来推計(※1)		
	1984	1989	1994	1999	2004	2009	2014	2019	2025	2028	2031	2034
	昭 59	平元	平 6	平 11	平 16	平 21	平 26	令元	令 7	令 10	令 13	令 16
小学校 児童数	4,416	4,015	3,708	3,670	3,373	3,686	4,208	4,038	3,128	2,993	2,791	3,023
中学校 生徒数	2,054	2,220	2,119	1,974	1,688	1,647	1,768	2,094	1,834	1,638	1,586	1,390
合計	6,470	6,235	5,827	5,644	5,061	5,333	5,976	6,132	4,962	4,631	4,377	4,413

※1 児童生徒数の将来推計方法は下記のとおりです。

- ・児童生徒数は、白井市「人口推計報告書」（令和 6 年 12 月）で推計した人口に就学率を乗じることで推計しました。
- ・就学率は、推計において国私立の学校等に就学し、指定校に就学しない児童生徒を加味するために設定したパラメータであり、小学校では「1 年生児童生徒数/当該学区の 6 歳人口または 12 歳人口」を令和 3 年から令和 7 年の各年で計算し、その平均値を採用しました。

表 2-3 これまでの小中学校の通常学級数及び将来推計（学級）

	これまでの推移									将来推計(※2)		
	1984	1989	1994	1999	2004	2009	2014	2019	2025	2028	2031	2034
	昭 59	平元	平 6	平 11	平 16	平 21	平 26	令元	令 7	令 10	令 13	令 16
小学校	126	123	126	126	118	137	162	158	112	108	104	109
中学校	51	58	62	58	56	57	64	72	50	53	52	45
合計	177	181	188	184	174	194	226	230	162	161	156	154

※2 通常学級数の将来推計方法は下記のとおりです。

- ・小学校の通常学級数は、児童数推計で得られた各学校・各学年の児童数を、1学級当たりの上限人数である35人で除すことで推計しました。
- ・中学校の通常学級数は、生徒数推計で得られた各学校・各学年の生徒数を、1学級当たりの上限人数で除して推計しました。なお、令和8年度の1年生から1学級の上限人数が35人になることを踏まえ、上限人数を次のとおりとしました。
- ・令和8年度：1年生35人、2・3年生40人
- ・令和9年度：1・2年生35人、3年生40人
- ・令和10年度以降：全学年35人

市では、障がいのある子どもが自立し、社会参加するために必要な力を培うため、個別支援学級を全ての小中学校に設置しています。個別支援学級¹は、令和3年度の37学級から令和7年度には52学級へと増加しており、今後も本取組の充実を図ってまいります。

表 2-4 これまでの小中学校の個別支援学級数（学級）

		2021	2022	2023	2024	2025
		令 3	令 4	令 5	令 6	令 7
小学校	知的	14	15	16	17	22
	情緒	12	13	13	14	15
中学校	知的	6	6	6	7	8
	情緒	5	5	7	7	7
合 計		37	39	42	45	52

また、文部科学省では令和5年3月に不登校により学びにアクセスできない児童生徒をゼロにすることを目指し「COCOLOプラン」を策定し、校内教育支援センター²の設置促進をしており、市では小学校3校と中学校5校に「校内教育支援センター」を設置し、支援を行っていますが、今後は全校設置を目指し、取組を進めています。

表 2-5 これまでの校内教育支援センター設置校及び目標値（校）

	2021	2022	2023	2024	2025	目標値
	令 3	令 4	令 5	令 6	令 7	
小学校	0	0	0	0	3	9
中学校	2	2	2	2	5	5
合 計	2	2	2	2	8	14

¹ 市では、特別支援学級について、「一人ひとりに合った支援を行う」という意味の「個別支援学級」という名称にしています。

² 「校内教育支援センター」はスペシャルサポートルーム（SSR）とも呼ばれ、児童生徒の校内での居場所づくりの一つとなっています。

【小学校】

市立小学校の児童数は令和7年5月1日現在3,128人（149学級）であり、本計画の策定時（令和2年8月）と比べて910人（9学級）減少しました。児童数のピークは昭和59年（4,416人）で、現在はピーク時の約71%、令和16年時点では約68%となっています。

また、各校ごとの児童数の推移や将来推計については、図2-6、2-7に示すとおり、平成17年から平成22年までに西白井地区での土地区画整理事業、笹塚地区におけるニュータウン事業と根地区や富士地区の市街化調整区域の開発による短期的な特殊要因の影響を大きく受けた学校の児童数が増加しましたが、平成26年3月末に千葉ニュータウン事業が終了したこと、また、同年4月から都市計画法に基づく開発許可等を行う事務処理市に移行して市街化調整区域の開発を抑制したことで、児童数が減少傾向にあります。一方で、白井第三小学校区、清水口小学校区、南山小学校区では、宅地開発による人口流入や結婚・子育て施策の効果による出生数の改善を見込んでおり、これに伴い一時的に児童数が増加すると推計していますが、長期的には減少傾向が継続すると見込まれます。

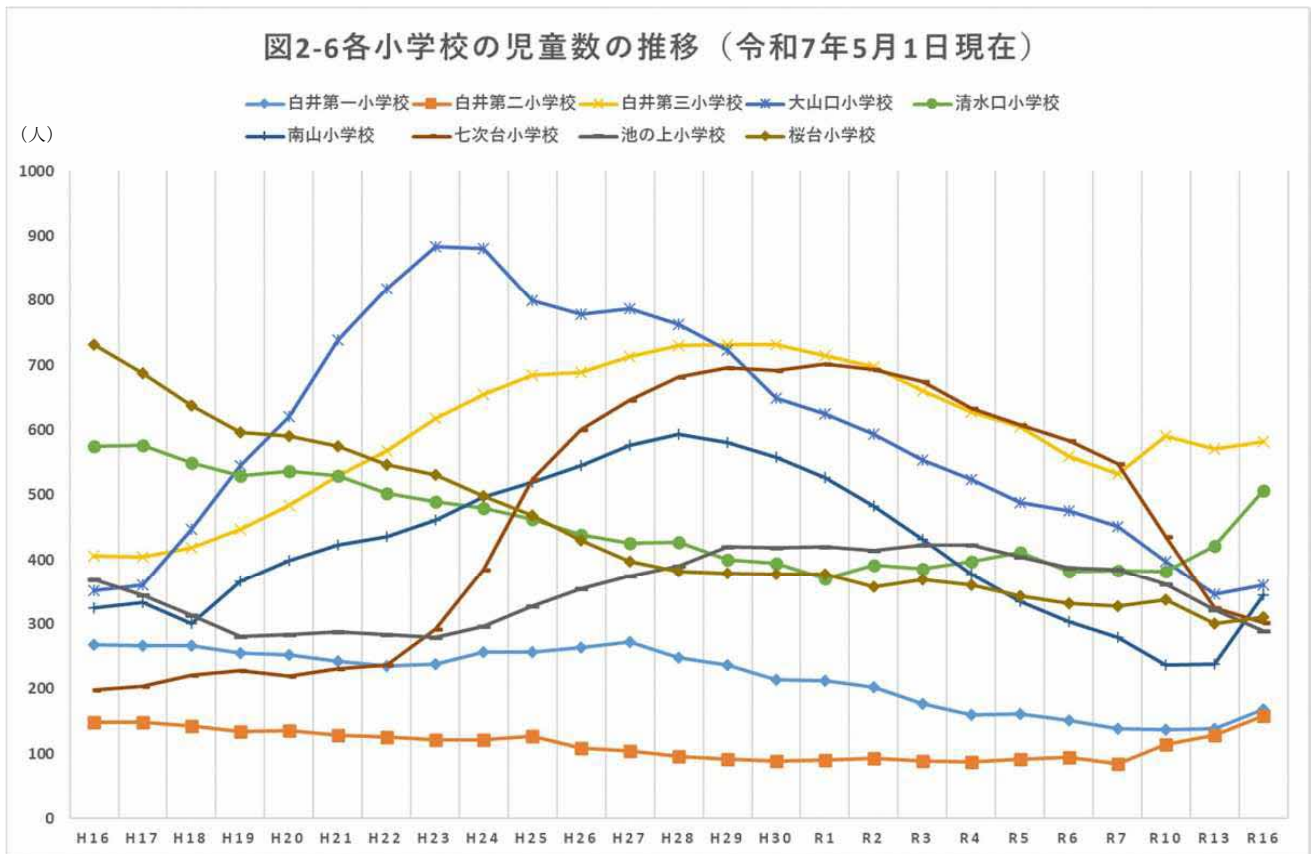
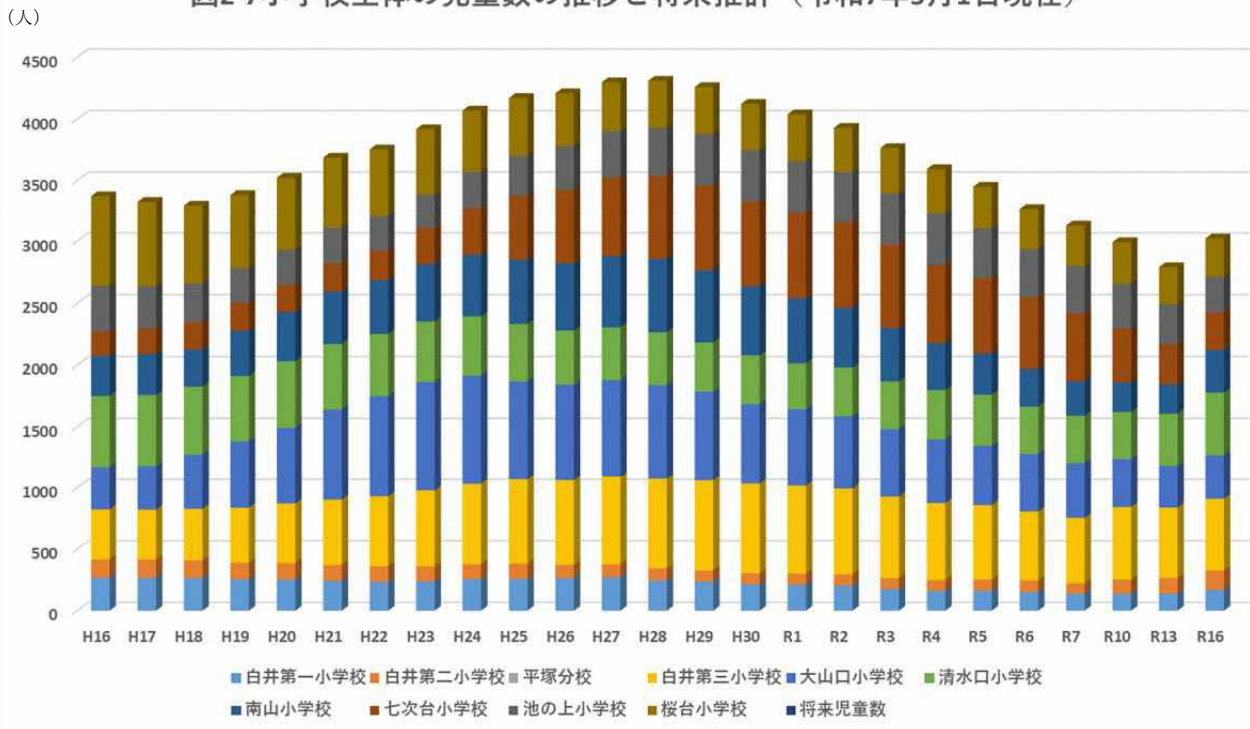


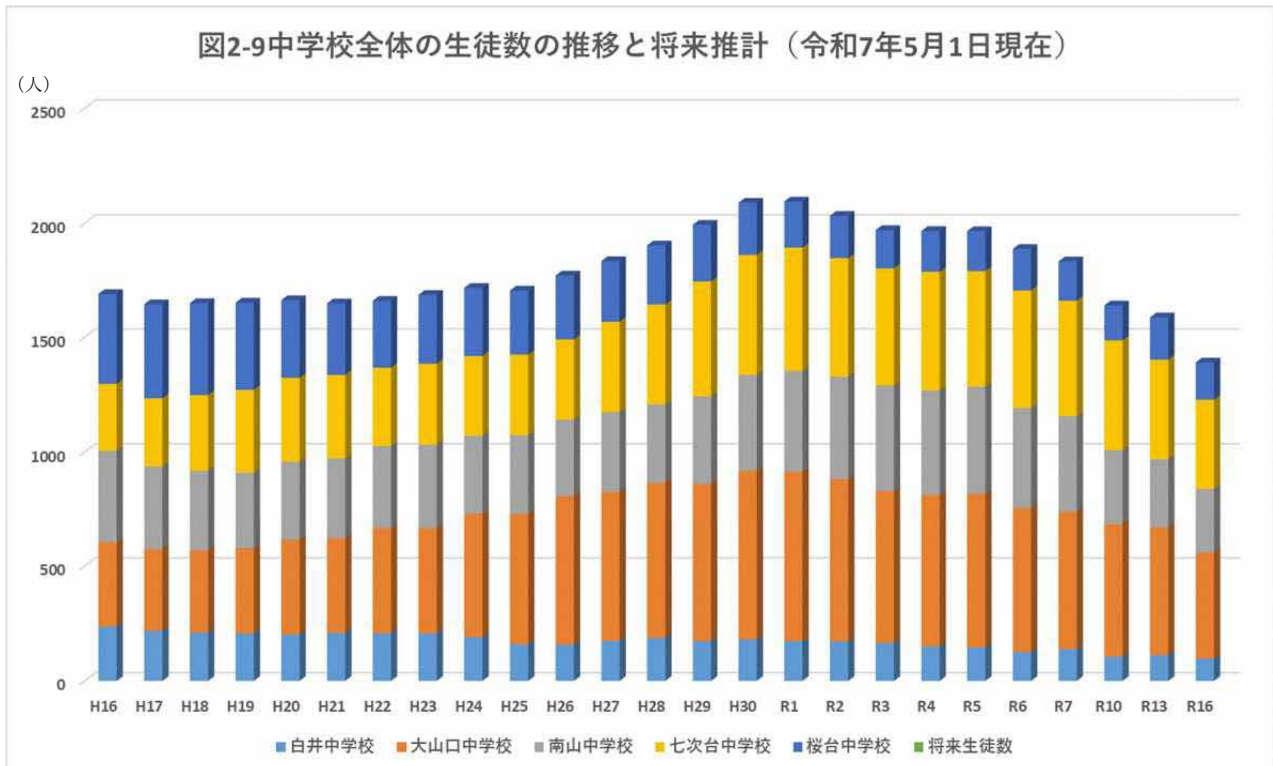
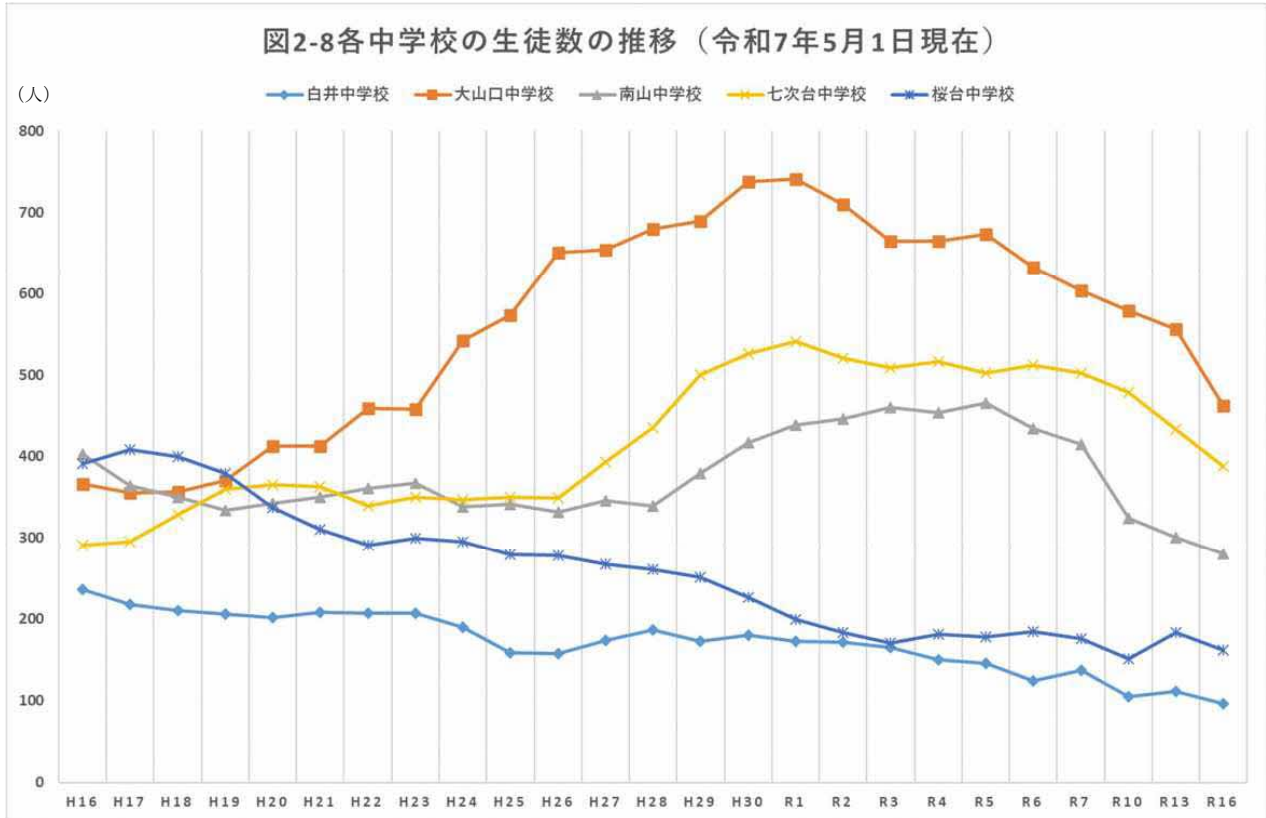
図2-7小学校全体の児童数の推移と将来推計（令和7年5月1日現在）



【中学校】

市立中学校の生徒数は令和7年5月1日現在1,834人（65学級）であり、本計画の策定時（令和2年8月）と比べて260人（7学級）減少しました。生徒数のピークは平成元年（2,220人）で、現在はピーク時の約83%、令和16年時点では約63%となっています。

また、各校ごとの生徒数の推移や将来推計については、図2-8、2-9に示すとおり小学校と同様の減少傾向となっています。



【中学校区】

市内全域の児童生徒数は、令和7年5月現在4,962人（214学級）であり、本計画の策定時（令和2年8月）と比べて1,170人（16学級）減少しました。平成17年から平成22年までの各種開発の影響を受けた各中学校区では増加を続けていましたが、その後は、児童生徒が急増するような開発は行われず、平成29年をピークとして全体的に減少傾向となっています。

また、桜台中学校区においては、平成21年（866人）と比較して減少しており、令和7年時点では約57%、令和16年時点では約55%となっています。

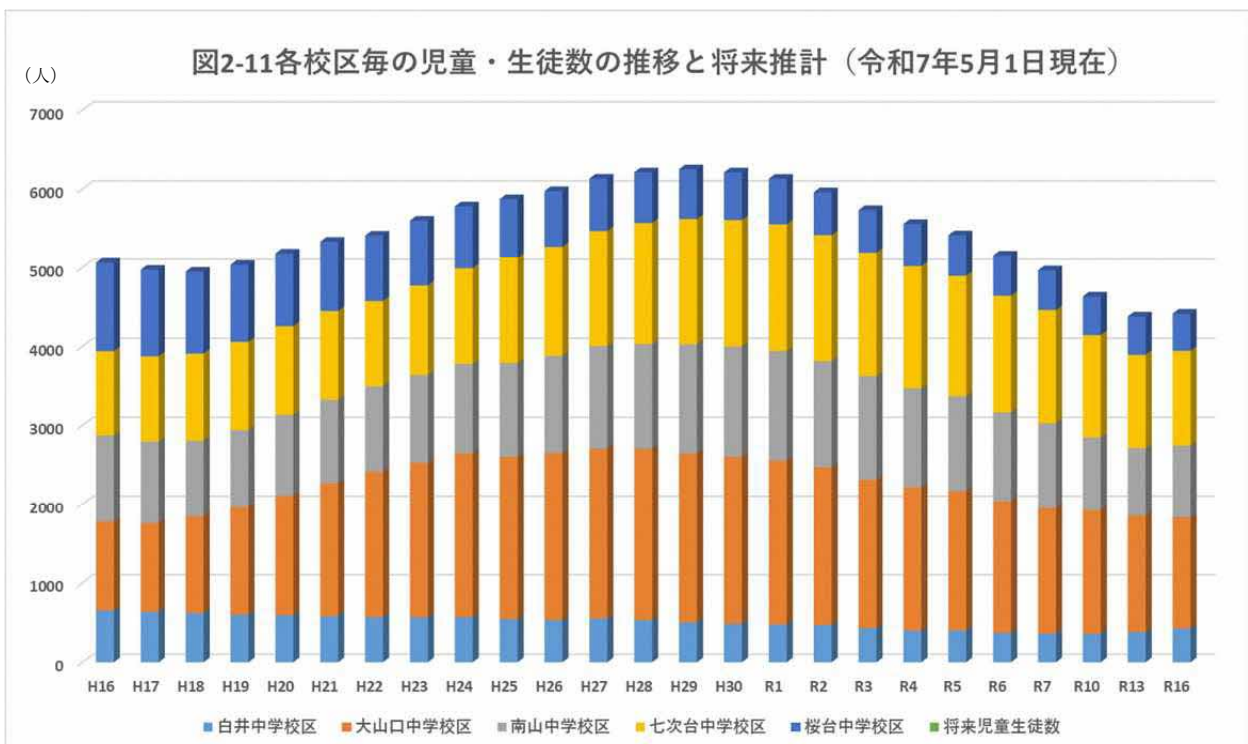
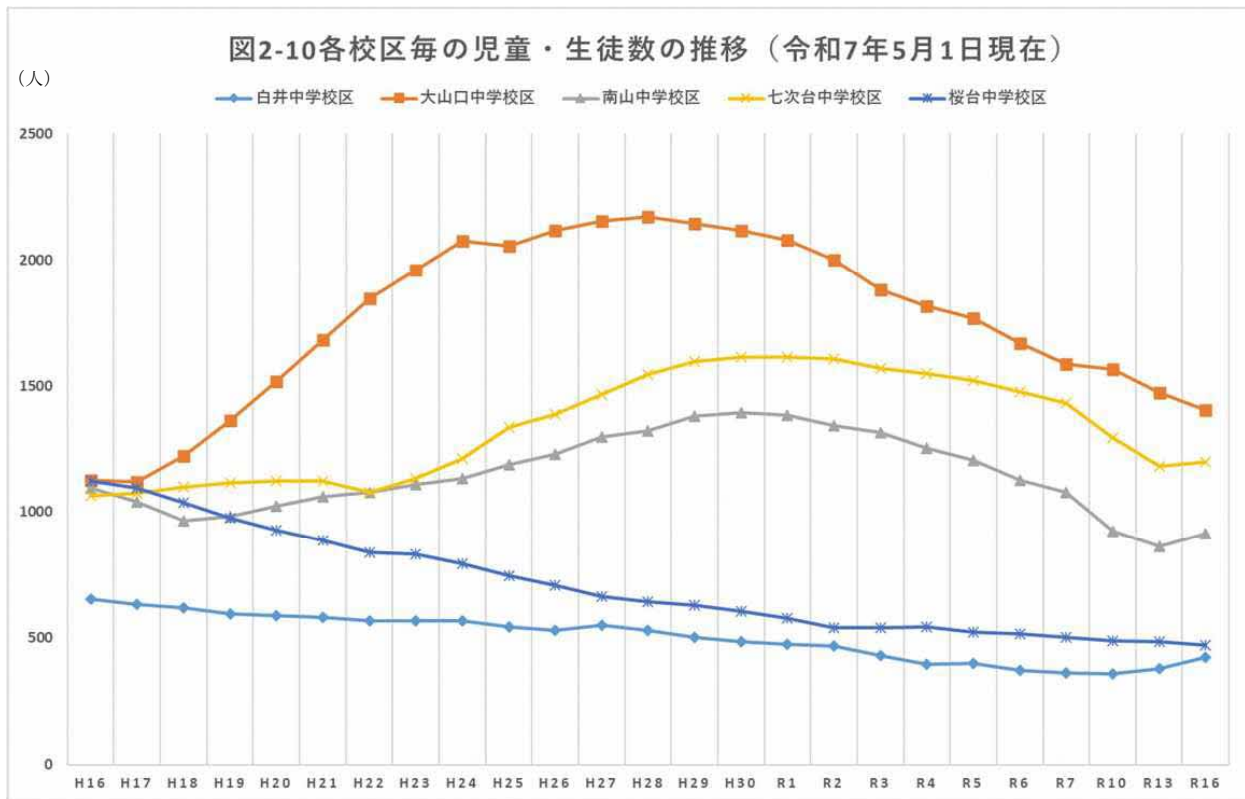


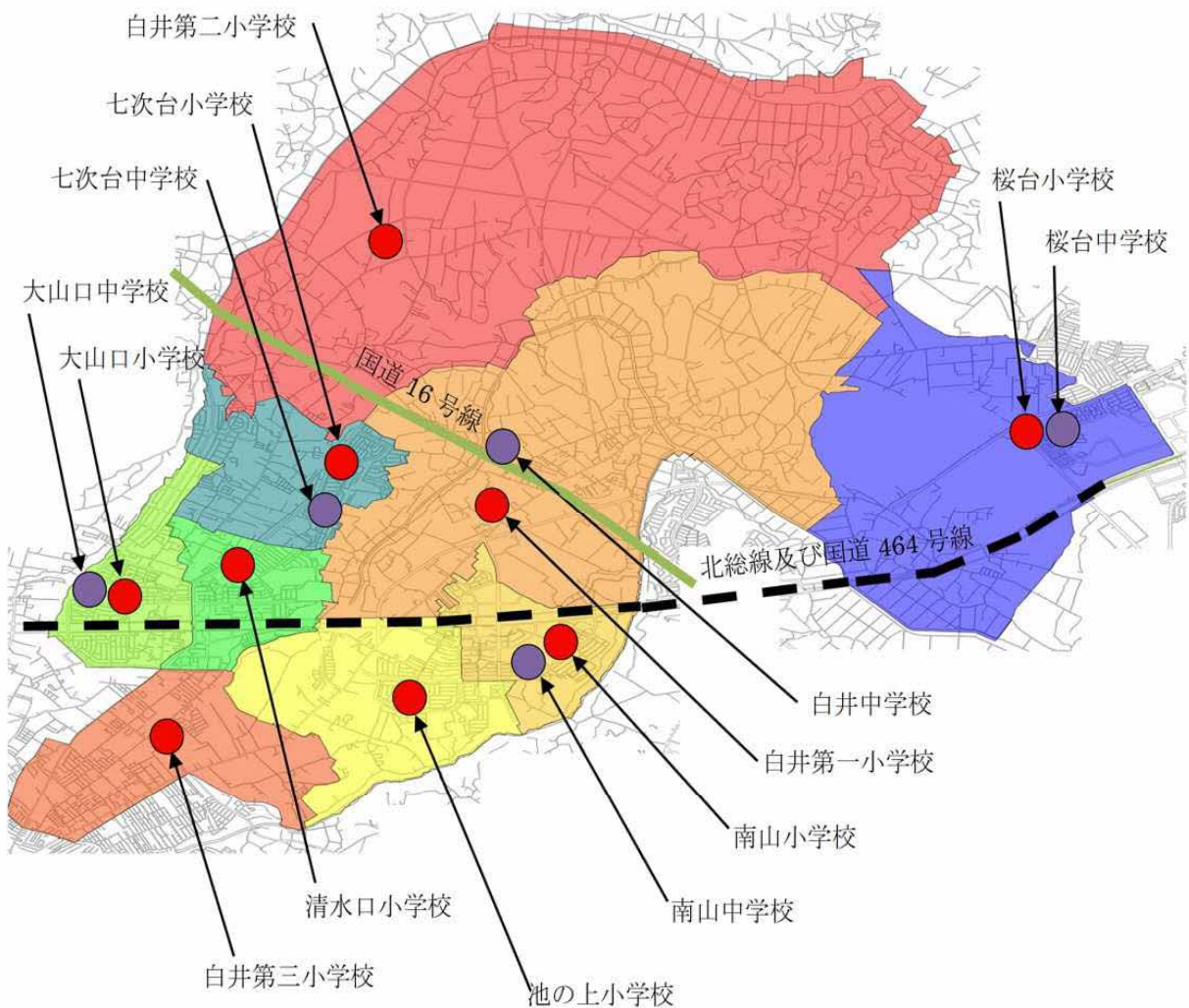


表 2-15 中学校区の内訳

白井中学校区	白井第一小学校、白井第二小学校	白井中学校
大山口中学校区	白井第三小学校、大山口小学校	大山口中学校
南山中学校区	南山小学校、池の上小学校	南山中学校
七次台中学校区	清水口小学校、七次台小学校	七次台中学校
桜台中学校区	桜台小学校	桜台中学校

③ 学校施設の配置状況

表 2-16 学校施設配置図



④ 施設関連経費の推移

令和3～7年度の5年間の学校施設の施設関連経費は、約4億～13億円で、5年間の平均は約8.9億円/年となりました。このうち大幅に増加したその他施設整備費は、池の上小学校校舎改修工事を実施したことによります。一方、光熱水費については電気料金や電話料金の契約見直しによる削減を行ってきましたが、物価上昇の影響に伴い、増加となっています。

表2-17 令和3～7年度の5年間の学校施設の施設関連経費 (千円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	5年 平均
新築・改築費	0	0	0	0	0	0
改修	224,983	817,657	212,696	1,054,503	983,710	658,710
その他施設 整備費	3,585	3,848	2,266	33,540	10,939	10,836
経常修繕費	15,446	12,072	11,688	12,702	13,454	13,072
維持管理費	26,868	19,347	23,138	28,174	38,531	27,211
光熱水費・ 委託費	159,021	184,589	174,725	189,204	196,957	180,899
施設関連経費 合計	429,902	1,037,512	424,513	1,318,123	1,243,591	890,728

※表中の数値は表示単位未満を四捨五入して表記しているため、合計が累積と一致しない箇所があります。

◎令和3～7年度の5年間の学校施設の主な施設整備費

令和3年度	南山中学校体育館工事、小中学校トイレ改修工事(池の上小学校体育館、桜台小学校校舎・体育館、桜台中学校校舎・体育館)
令和4年度	七次台中学校校舎改修工事、七次台小学校体育館改修工事、白井第二小学校井戸ポンプ交換工事、白井中学校普通教室棟屋上防水改修工事
令和5年度	白井中学校・南山中学校・大山口中学校柔剣道場改修工事、大山口小学校屋上防水改修工事、白井中学校放送設備改修工事
令和6年度	池の上小学校校舎改修工事、七次台小学校プールサイド及びプール槽改修工事、白井第一小学校体育館北側土留め等設置工事、大山口小学校配膳プラットフォーム雨水排水ポンプ設置工事、清水口小学校空調設備設置工事(学級増)、清水口小学校屋外トイレ屋根修繕工事、七次台中学校テニスコートフェンス改修工事
令和7年度	桜台小学校校舎改修工事、桜台中学校校舎一部改修工事、白井第一小学校配膳プラットフォーム雨水排水ポンプ設置工事、清水口小学校西側児童通用門設置工事、清水口小学校空調設備設置工事(学級増)

⑤ 学校施設の保有量

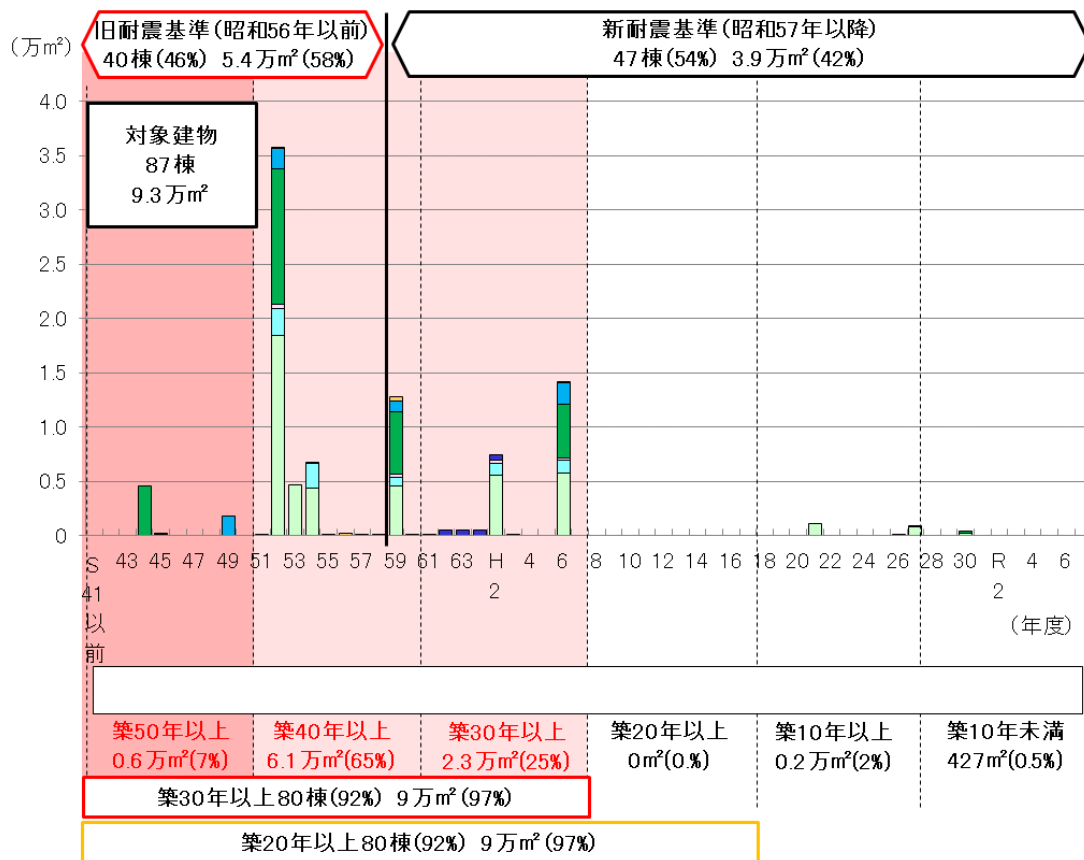
◎対象施設の保有状況

校舎や体育館のほかプール附属棟や部室・倉庫を含めると 87 棟で約 9.3 万㎡の建物を保有しており、系列別に見ると校舎が約 7.3 万㎡で 79%を占めていることから、校舎の長寿命化対策が重要な課題となります。

(その他の系列)

- ・体育館・柔剣道場：約 1.7 万㎡ (約 18%)
- ・プール附属棟：約 0.1 万㎡ (約 1%)
- ・部室・倉庫類：約 0.2 万㎡ (約 2%)

表 2-18 築年別整備状況表



表中グラフの配色は下記の系分類による

表 2-19 築年別整備状況表中の系列分類配色表

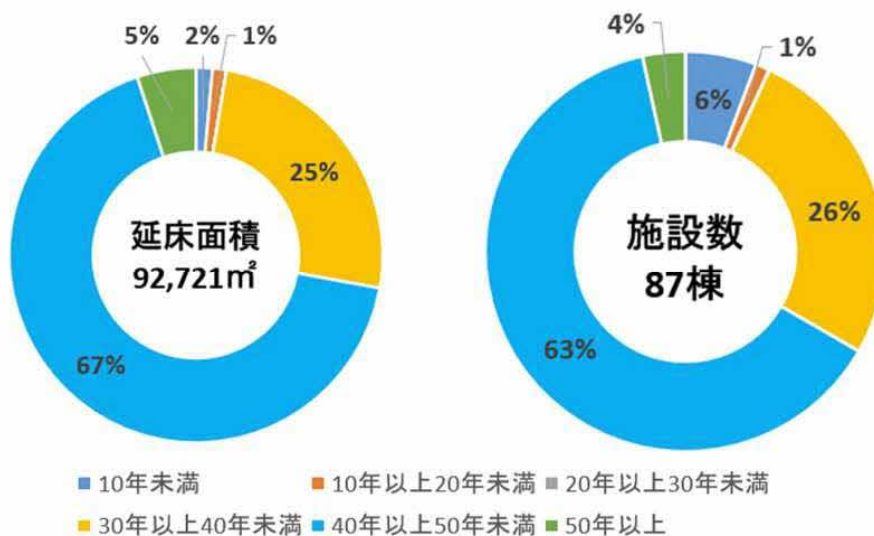
NO	系列分類名	グラフ配色
1	小学校 校舎	浅緑
2	中学校 校舎	緑
3	小学校 体育館	水色
4	中学校 体育館	青
5	中学校 武道場	紺
6	小学校 プール附属棟	薄紫
7	中学校 プール附属棟	黄
8	小学校 倉庫類	黄緑
9	中学校 倉庫類	紫
10	中学校 部室	灰

(2) 学校施設の老朽化状況の実態

① 学校施設の老朽化状況の概要

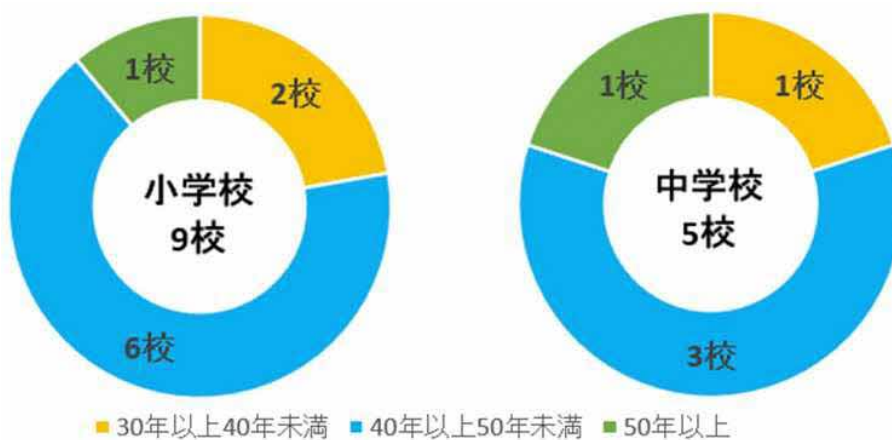
令和6年度現在、白井市の小中学校について、校舎や体育館、倉庫などの学校施設ごとに整理すると、延べ床面積で見ると72%、棟数で見ると67%が築40年以上となっています。

表 2-20 学校施設の築年数



小学校9校、中学校5校の計14校のうち、令和6年度現在、プールの築年数が40年以上経過している小学校は7校、中学校は4校あります。そのうち、50年以上経過している小学校は1校、中学校は1校となっています。

表 2-21 プールの築年数



② 学校施設の老朽化状況の詳細

このように学校関連の施設の多くは老朽化が進んでおり、安全性や快適性の確保、今後の改修や建替えの必要性が課題となっています。市は、施設の劣化状況を把握するため、文部科学省が平成 29 年 3 月に策定した「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」に基づき、構造躯体と構造躯体以外に分けて、公共施設の劣化状況を調査しました。

構造躯体の調査は、平成 30 年度に、校舎・体育館・プール附属棟のうち鉄筋コンクリート造の建物について行い、構造躯体からコンクリートコアを採取し、コンクリートの圧縮調査と中性化深さの状態を調査しました。また、旧耐震基準の鉄筋コンクリート造については、耐震診断報告書によりコンクリート圧縮強度及び中性化深さの状態を確認しました。なお、前回調査からの経過年数が短く、状況に大きな変化は生じていないと見込まれることから、本計画改定に当たって構造躯体の調査は実施していません。

構造躯体以外の調査は、建物ごとに「劣化状況調査票」を作成することにより、「屋根・屋上」、「外壁」、「内部仕上げ」、「電気設備」及び「機械設備」の部位ごとに劣化状況を把握しました。構造躯体以外の調査については、平成 30 年度に構造躯体の調査と併せて実施済みであるものの、本計画改定に際し、令和 6 年度に再度実施しました。

調査結果による判定基準

(構造躯体の健全性)

●コンクリート圧縮強度による判定

旧耐震基準の鉄筋コンクリート造については、耐震診断報告書に基づき、コンクリート圧縮強度が 13.5N/mm^2 以下のもの、及び圧縮強度が不明なものは「要調査」建物とし、試算上は「改築」とします。

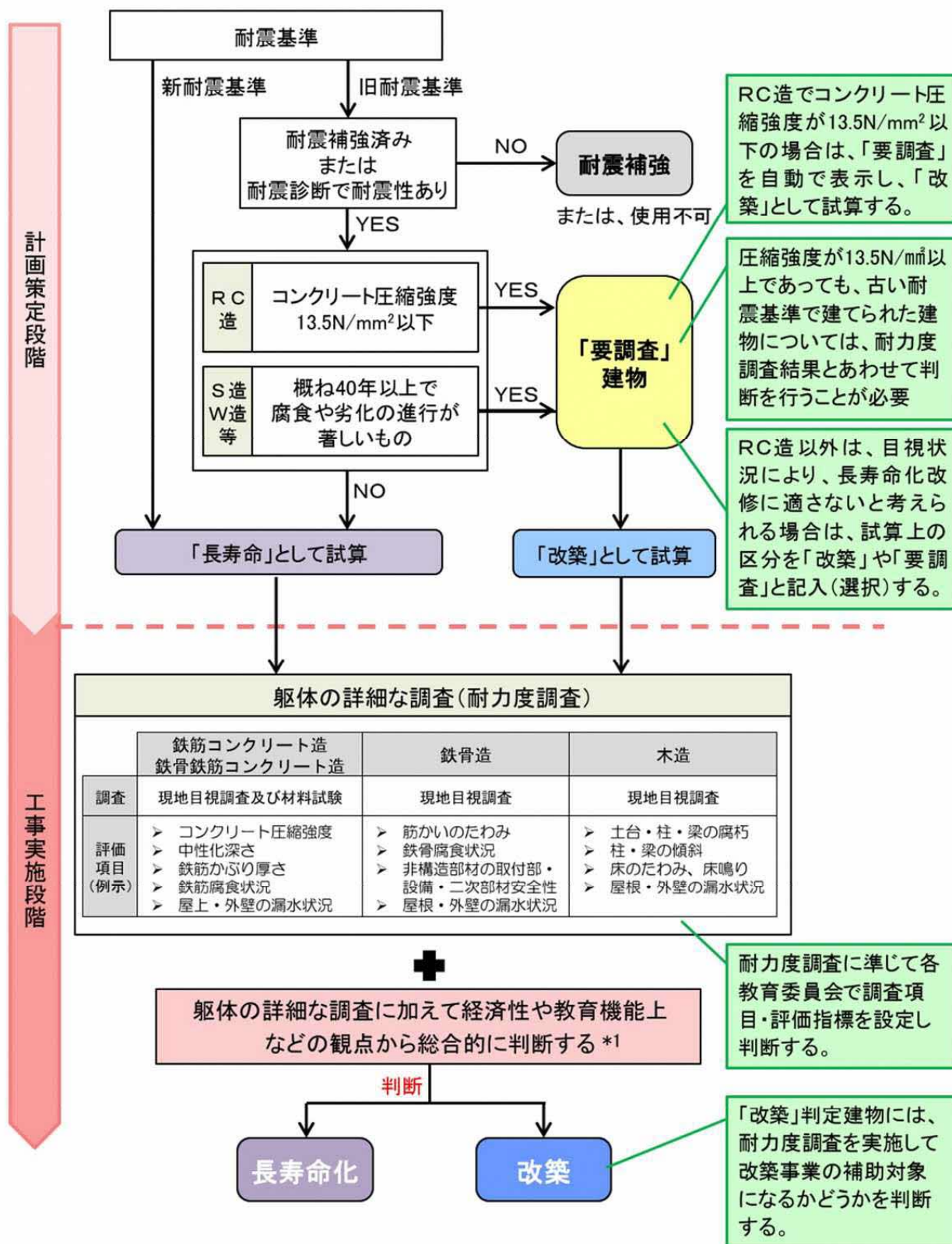
旧耐震基準の鉄骨造、木造等の建物については、現場調査結果をもとに判断し、概ね建築後 40 年以上で腐食や劣化の著しいものは「要調査」建物とし、試算上は「改築」とします。

上記以外は、試算上の区分を「長寿命化」とします。

●コンクリート中性化深さによる判定

中性化深さの測定値及び中性化速度を考慮し、「建物の耐震診断システムマニュアル（鉄筋コンクリート造）」に基づき実施し、判定は JASS5 にて規定している最小かぶり厚さ (30mm) と測定値・基準値を比較しますが、健全性の評価としては採用せず、今後の工事実施段階において、評価する資料とします。

表 2-22 長寿命化の判定フロー



*1 例えば、時を重ねて活用され続けた木造建物等は、それ自身が文化財的価値を有することも多く、改築に際しては、こうした観点からの検討も別途行う必要がある。

(構造躯体以外の劣化状況等)

劣化状況調査票では、「屋根・屋上」、「外壁」は技術者の目視により、「内部仕上げ」、「電気設備」及び「機械設備」は修繕・改修や点検の履歴と経過年数を基本にA・B・C・Dの4段階で評価しました。なお、電気設備や機械設備を有しない施設など、評価対象が一部存在しない場合は、該当部位に評価点が付与されないため、健全度は補正を行った上で算定しています。

表 2-23 各評価基準表

評価基準

目視による評価【屋根・屋上、外壁】

評価	基準
良好 A	概ね良好
B	部分的に劣化(安全上、機能上、問題なし)
C	広範囲に劣化(安全上、機能上、不具合発生の見込み)
劣化 D	早急に対応する必要がある (安全上、機能上、問題あり) (躯体の耐久性に影響を与えている) (設備が故障し施設運営に支障を与えている)等

経過年数による評価
【内部仕上、電気設備、
機械設備】

評価	基準
良好 A	20年未満
B	20～40年
C	40年以上
劣化 D	経過年数に関わらず著しい劣化事象がある場合

①部位の評価点

	評価点
A	100
B	75
C	40
D	10

③健全度

$$\text{総和(部位の評価点} \times \text{部位のコスト配分)} \div 66 \text{(注1)}$$

※100点満点にするためにコスト配分の合計値で割っている。
※健全度は、数値が小さいほど劣化が進んでいることを示す。

(右図「劣化状況調査票」記入例における健全度計算例)

②部位のコスト配分(例)

部位	コスト配分
1 屋根・屋上	4.2
2 外壁	14.9
3 内部仕上げ	21.3
4 電気設備	9.0
5 機械設備	16.6
計	66

	評価	評価点	配分		
1 屋根・屋上	C	40	×	4.2	= 168
2 外壁	D	10	×	14.9	= 149
3 内部仕上げ	B	75	×	21.3	= 1,598
4 電気設備	A	100	×	9.0	= 900
5 機械設備	C	40	×	16.6	= 664
計					3,479
					÷ 66
					健全度 53

(注1) 評価対象の部位が一部存在しない場合は、コスト配分の合計 66 から、該当部位のコスト配分を除いて健全度を算定します。

出所：文部科学省「学校施設の長寿命化計画の見直しに向けたコスト試算等に係る解説書」に一部加筆

評価基準：屋根・屋上

目視状況を写真事例に照らしてA、B、C、Dの4段階で評価する。 良好

劣化

仕様	評価	A	B	C	D
アスファルト 保護防水	良好 (汚れている程度) (改修後10年以内)				
アスファルト 露出防水	良好 (汚れている程度) (改修後10年以内)				
シート 防水	良好 (汚れている程度) (改修後10年以内)				
塗膜防水	良好 (汚れている程度) (改修後10年以内)				
金属板 (長尺、 折板、 平葺き)	良好 (汚れている程度) (改修後10年以内)				

《解説》

《点検項目》

- ✓ 最上階の天井において、降雨時やその翌日の雨漏りがないか。または、雨漏りが原因と思われるシミやカビがないか。
- ✓ 防水面において、膨れ・剥がれ・破れ・穴開きなどがないか。
- ✓ 金属屋根においては、錆・損傷・腐食などがないか。
- ✓ 上記のような劣化事象の箇所数を記入。

《点検の留意点》

- ✓ ルーフドレイン（屋上排水口）や排水溝は、緩い勾配がつけられている屋上で、最も低い部分で、土砂などが溜まりやすくなっており、ここが詰まると屋上に水溜りができてしまい、劣化が進み、漏水が発生する恐れがある。
- ✓ 目視だけでなく歩行により、浮きや水ぶくれ等がないか確認する。
- ✓ パラペット立上り部分の防水端部で、剥がれ等がないか確認する。
- ✓ 屋内運動場の屋根は、容易に登れない場合は隣接する校舎の屋上等から観察する。
- ✓ 1箇所劣化事象だけでなく、全体の経年状況等を踏まえる。
- ✓ 現状のまま放置すると、他の場所も同じように劣化が進行する可能性がある場合は評価を1段階引き下げる。
- ✓ 現状として、降雨時に複数箇所雨漏りしている場合をD評価とする。判断を雨漏り痕で行う場合は概ね10箇所以上をD評価とする。ただし、屋上防水は改修済みでも、天井ボードは既存のままとなっている学校が多く、見極める必要がある。

評価基準：外壁







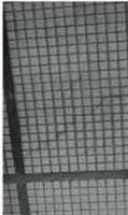













目視状況を写真事例に照らしてA、B、C、Dの4段階で評価する。 良好 劣化

《解説》

- 《点検項目》
- ✓ 外壁において、コンクリートが剥落し、鉄筋が露出している箇所はないか。
 - ✓ 外壁の室内側において、雨漏りと思われるシミ垂れや塗装の剥がれがないか。また、降雨時や翌日に床面に水溜りができてないか。
 - ✓ 外装材（モルタル・タイル・吹き付け材などの仕上げ材）の亀裂、浮き、剥離、ひび割れ及び破損などがないか。
 - ✓ 建具枠、蝶番などの腐食、変形、ぐらつきなどがないか。
 - ✓ 窓枠と外壁との隙間に施されているシーリング材に硬化、切れ、剥れなどが無い。
 - ✓ 上記のような劣化事象の箇所数を記入。

《点検の留意点》

- ✓ 目視によって外壁の状況を確認する。大きな損傷、変形、腐食などがないかを確認する。
- ✓ 外壁のタイル、モルタルなどに剥落やふくれ、浮きを発見した場合は、直ちに、周囲に立ち入りできないよう措置を行う。また、部分的に打診による浮きの確認をすることが望ましい。
- ✓ スチールサッシは、錆の影響による開閉不良・鍵の破損等について確認する必要がある。
- ✓ 現状として降雨時に複数箇所雨漏り雨漏り痕で行う場合は概ね10箇所以上をD評価とする。判断をD評価とする。
- ✓ 鉄筋の露出は、概ね5箇所以上をD評価とする。

評価仕様	A	B	C	D
塗り仕上げ	 <p>良好 (汚れている程度) (改修後10年以内)</p>	 <p>部分的に、ひび割れ・変質・浮き・さび・汁がある。</p>	 <p>広範囲に、ひび割れ・亀甲状のひび割れ・変質・浮き・剥がれ・さび・汁があり、小規模な漏水がある。</p>	 <p>広範囲に、剥落・爆裂・幅広のひび割れがあり、内部の床に水たまり、漏水が複数箇所ある。</p>
タイル張り石張り	 <p>良好 (汚れている程度) (改修後10年以内)</p>	 <p>部分的に、ひび割れ・変質・浮き・はらみ・さび・汁・シーリング材のひびがある。</p>	 <p>広範囲に、ひび割れ・変質・浮き・はらみ・さび・汁・シーリング材のひびがあり、小規模な漏水がある。</p>	 <p>広範囲に、剥落・爆裂・幅広のひび割れがあり、内部の床に水たまり、漏水が複数箇所ある。</p>
金属系パネル	 <p>良好 (汚れている程度) (改修後10年以内)</p>	 <p>部分的に、さび・変質・シーリング材のひびがある。</p>	 <p>広範囲に、さび・変質・シーリング材のひび・取付金物のさびがあり、小規模な漏水がある。</p>	 <p>広範囲に、さび・腐食・ぐらつき・取付金物の腐食があり、内部の床に水たまり、漏水が複数箇所ある。</p>
セメント系パネル	 <p>良好 (汚れている程度) (改修後10年以内)</p>	 <p>部分的に、ひび割れ・変質・欠損・シーリング材のひびがある。</p>	 <p>広範囲に、ひび割れ・変質・シーリング材のひび・取付金物のさびがあり、小規模な漏水がある。</p>	 <p>欠落・ぐらつき・取付金物の腐食・シーリング材の欠落があり、内部の床に水たまり、漏水が複数箇所ある。</p>
窓(サッシ)	 <p>良好 (汚れている程度) (改修後10年以内)</p>	 <p>部分的に、変形・変質・シーリング材の硬化。</p>	 <p>全体的に、変形・変質・さび・シーリングの硬化・ひび割れが見られる。</p>	 <p>全体的に腐食・損壊・開閉不良があり、漏水がある。</p>

評価基準：内部仕上、電気設備、機械設備

部位の全面的な改修年からの経過年数を基本にA、B、C、Dの4段階で評価する。

《解説》

内部仕上と設備は修繕・改修や点検の履歴を基に、経過年数により4段階で評価することを基本とする。ただし、現地目視により、右頁にあるような事象があれば、それらも加味して総合的に評価すること。




対象となる部位、及びC/D評価に該当する事象例を右表に示す。

《点検項目》

- ✓ 内部においては、床・壁・天井のコンクリートの亀裂やポード類の浮きや損傷がないか。
- ✓ 天井ポードの落下や床シートの剥がれなどにより安全性が損なわれているところがないか。
- ✓ 設備機器においては、機器や架台に錆・損傷・腐食などがないか。
- ✓ 設備機器に漏水・漏油などがないか。
- ✓ 給水設備においては、使用水に赤水や異臭がないか。
- ✓ 機器から異音はしていないか。
- ✓ 保守点検や消防の査察などで是正措置等の指摘がないか。

《点検の留意点》

- ✓ 目視によって状況を確認する。大きな損傷、変形、腐食などがないかを確認する。
- ✓ 受変電設備等の高圧機器は、フェンスの外から目視により確認する。
- ✓ 施設管理者からのヒアリングも有効。
- ✓ 目視で評価する場合、複数台あるうち、1台の機器の劣化事象だけで判断するのはなく、設備全体として評価する。

内部仕上	該当する部位	CまたはDの事象(例)
<ul style="list-style-type: none"> ● 床、壁、天井 ● 内部開口部(扉、窓、防火戸) ● 室内表示、手すり、固定家具など ● 照明器具、衛生器具、冷暖房器具 	<ul style="list-style-type: none"> ● 内部仕上と設備機器について、該当建物の概ね半分以上の部屋(床面積)にわたって行った改修工事の実施年数を基準とし、経過年数で評価する。 (対象外の工事の例) ・特定の教室のみの改修 ・天井張替え、壁の塗り替え、照明器具交換など、部位、機器のみの改修工事 ● 広範囲(25%以上の面積)または箇所(5か所以上)に劣化事象がみられる場合は、評価を1段階下げることが目安とする。 	 <p>天井材の落下・剥がれ</p>  <p>床のひび割れ</p>  <p>床仕上げの剥がれ</p>
電気設備	<ul style="list-style-type: none"> ● 建物内の分電盤・配線・配管 (電灯・コンセント設備) (弱電設備) <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>受変電設備、自家発電設備、幹線設備は、学校施設の共用設備のため対象外とする。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ● 建物内の分電盤・配線・配管について、該当建物の概ね半分以上の部屋(床面積)にわたって行った改修工事の実施年数を基準とし、経過年数で評価する。 (対象外の工事の例) ・受変電設備の更新 ・防災設備、放送設備など、単独設備の更新 (評価例) ・視聴覚室やコンピュータ室などの改修(整備)はしているが、他の部分は40年以上経過している場合は、C評価
機械設備	<ul style="list-style-type: none"> ● 建物内の給水配管・給湯配管・排水配管・ガス配管 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>受水槽、高置水槽、浄化槽、各種ポンプ、屋外配管は、共用設備のため対象外とする。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ● 建物内の給水配管・給湯配管・排水配管について、該当建物の概ね半分以上の部屋(床面積)にわたって行った改修工事の実施年数を基準とし、経過年数で評価する。 (対象外の工事の例) ・部分的な修繕等 (評価例) ・給水配管の更新済みで、排水配管は40年以上経過している場合は、C評価 ・給排水配管を一度も更新せず、40年以上経過している場合は、D評価

建物基本情報 A				構造躯体の健全性 B				劣化状況評価 C				特記事項 D			
No.	施設名 ①	建物名	構造 ②	延床面積 (㎡)	建築年度 西暦	築年数 和暦	耐震安全性 基準 ④	中性化 基準 ⑦	圧縮強度 調査年度	外壁	仕内 上	電気 設備	健全度 (100点満点)	評価	特記事項
1	白井第一小学校	校舎	RC	4,341	1979	S54	旧	済	H26	A	D	A	66	○	修繕 工事 (13)
2	白井第一小学校	体育館	S	762	1979	S54	旧	済	H21	A	A	A	93		
3	白井第一小学校	プール付属棟	RC	56	1970	S45	旧	-	H30	B	D	A	35	○	
4	白井第一小学校	倉庫1	RC	48	1980	S55	旧	済	-	A	A	A	100		

A 建物基本情報

学校施設台帳や公有財産台帳をもとに入力しています。

B 構造躯体の健全性

建物に関する過去の調査結果や平成30年度に実施した調査結果をもとに入力しています。

C 劣化状況評価

公共施設劣化状況調査PTが、「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」に基づいて調査した結果を入力しています。

D 特記事項

劣化状況調査における特記事項を入力しています。

① 施設名・建物名

施設の名称を記入しています。建物が複数ある時は建物名称を入力しています。

② 構造・階数・延床面積

建物の構造 (S:鉄骨造 RC:鉄筋コンクリート造 SRC:鉄骨鉄筋コンクリート造 W:木造 LGS:軽量鉄骨造)・階数・延床面積を記入しています。

③ 建築年度・築年数

建物の建築年度を記入しています。和暦のSは昭和、Hは平成を指します。築年数は、平成30(2018)年を基準とした築年数を記入しています。築年数が30年を超えるものは、50年を超えるものは、で建物基本情報を着色しています。

④ 基準

1981(昭和56)年5月31日までの耐震基準にて建築された建物は、旧耐震基準で「旧」、6月1日以降に適用された新耐震基準で建築された建物の場合は、「新」と入力しています。

⑤ 診断

旧耐震基準で建築された建物で診断実施済みの場合は「済」それ以外を「-」と入力しています。

⑥ 補強

旧耐震基準で建築された建物で耐震補強工事済みの場合は「済」、それ以外は「-」を入力しています。

⑦ 中性化

コンクリートの中性化深さの測定結果及び築年数などをとに中性化深さを算出した基準値を入力しています。中性化深さが深いほどコンクリートが劣化していると考えられます。基準値が不明なものは「-」を入力しています。

⑧ 圧縮強度

コンクリートの圧縮強度の調査年度及び測定結果(単位:N/mm²)をもとに標準偏差を考慮するなどして算出した圧縮強度を入力しています。圧縮強度の数字が大きいかほどコンクリートが強固であるといえます。

⑨ 劣化状況評価(屋根・屋上/外壁/内部仕上/電気設備/機械設備)

劣化状況調査PTによる、調査結果を部位ごとに4段階(A:概ね良好 B:部分的に劣化 C:広範囲に劣化 D:早急に対応する必要)で評価した結果を入力しています。文部科学省の基準では、評価結果がC又はD評価の部位は、修繕・改修が必要としています。

⑩ 健全度

5つの部位の劣化状況の評価を建物ごとに集計することで、現時点での当該建物の健全度を相対的に示しています。健全度が低いほど建物が劣化していることを示しています。文部科学省の基準では、健全度が40未満の場合は、優先的に長寿命化対策を行うことが望ましいとしています。

⑪~⑭ 特記事項

劣化状況評価の結果、⑩C又はD評価の建物、⑫現時点で施設の機能上大きな異常箇所、又は将来的に躯体の耐久性に影響を与える可能性がある異常箇所がある公共施設、⑬落下対策を行っていない特定天井等のある公共施設、⑭エアコンに異常があり、日常の利用に支障が生じている公共施設のいずれかに該当する建物は「○」を入力しています。

表 2-24 劣化状況調査表

建物基本情報				構造躯体の健全性				劣化状況評価				特記事項							
No.	施設名	建物名	階数	延床面積(m ²)	建築年度		耐震安全性	中性化	調査年度	圧縮強度(N/mm ²)	屋根上	外壁	仕内設備	健康度(100点満点)	修繕必要性(異常大)	本庁指定等	エアコン異常		
					西暦	和暦												基準値	補強
1	白井中学校	プール付風棟	RC	1	89	1970	S45	旧	25.8	10.8	H30	21.0	D	D	D	D	○		
2	南山中学校	プール付風棟	RC	1	65	1977	S52	旧	23.9	9.7	H30	23.8	D	D	D	D	○		
3	白井第一小学校	プール付風棟	RC	1	56	1970	S45	旧	25.8	4.6	H30	22.4	C	D	C	C	○		
4	白井中学校	部室	W	1	143	1976	S51	旧	-	-	-	-	D	D	C	-	○		
5	南山小学校	プール付風棟	RC	1	71	1977	S52	旧	23.9	23.6	H30	24.6	D	C	C	C	D	○	
6	白井第三小学校	プール付風棟	RC	1	64	1979	S54	旧	23.3	0.0	H30	24.9	D	D	C	C	C	○	
7	七次合小学校	プール付風棟	RC	1	125	1984	S59	新	21.7	6.3	H30	47.8	D	D	C	C	C	○	
8	桜台小学校	校舎	RC	3	5,722	1994	H6	新	18.3	6.0	H30	25.4	D	D	C	C	C	○	○
9	大山口中学校	プール付風棟	RC	1	58	1977	S52	旧	23.9	2.7	H30	38.7	D	D	C	C	C	○	
10	大山口小学校	校舎1	RC	3	4,546	1977	S52	旧	済	済	済	15.6	B	D	C	C	C	○	○
11	南山小学校	体育倉庫	W	1	41	1982	S57	新	-	-	-	-	D	C	C	-	-	○	
12	南山小学校	農具庫	W	1	20	1986	S61	新	-	-	-	-	D	C	C	-	-	○	
13	南山中学校	体育倉庫	W	1	41	1981	S56	旧	-	-	-	-	D	C	C	-	-	○	
14	清水口小学校	体育倉庫	W	1	41	1982	S57	新	-	-	-	-	C	C	C	-	-	○	
15	七次合中学校	部室	RC	1	81	1984	S59	新	-	-	-	-	C	C	C	C	-	○	
16	七次合中学校	体育倉庫	W	1	41	1984	S59	新	-	-	-	-	C	C	C	-	-	○	
17	白井第二小学校	プール付風棟	RC	1	83	1977	S52	旧	25.8	10.2	H30	19.0	C	C	C	C	C	○	
18	白井第三小学校	体育倉庫	W	1	41	1979	S54	旧	-	-	-	-	C	C	-	-	-	○	
19	白井第三小学校	農具庫	W	1	20	1986	S61	新	-	-	-	-	C	C	-	-	-	○	
20	大山口小学校	プール付風棟	RC	1	58	1977	S52	旧	23.9	5.8	H30	30.6	C	C	C	C	C	○	
21	白井中学校	倉庫	RC	1	45	1984	S59	新	-	-	-	-	C	C	-	-	-	○	
22	七次合中学校	プール付風棟	RC	1	60	1984	S59	旧	-	-	-	-	C	C	C	C	C	○	
23	桜台小学校	体育館	RC	1	1,208	1994	H6	新	18.3	15.4	H30	22.7	D	D	B	C	C	○	○
24	南山中学校	部室	RC	1	81	1981	S56	旧	-	-	-	-	D	D	B	C	C	○	
25	桜台中学校	校舎棟	RC	3	4,946	1994	H6	新	18.3	3.0	H30	24.6	C	D	B	C	C	○	○
26	桜台中学校	体育倉庫	RC	1	71	1994	H6	新	-	-	-	-	B	C	C	B	C	○	
27	桜台小学校	プール付風棟	RC	1	172	1994	H6	新	18.3	16.5	H30	30.6	C	C	B	B	D	○	
28	白井中学校	体育館	S	2	1,735	1974	S49	旧	済	済	済	-	B	B	C	C	C	○	
29	白井中学校	校舎	RC	4	4,568	1969	S44	旧	21.7	8.4	H11	25.5	D	D	B	C	B	○	○
30	大山口中学校	校舎1	RC	3	6,103	1977	S52	旧	済	済	済	21.2	C	C	C	B	B	○	

No.	施設名	建物基本情報				構造体の健全性					劣化状況評価					特記事項								
		建物名	構造	階数	延床面積(m ²)	建築年度	西暦	和暦	築年数	耐震安全性診断基準	補強	中性化基準値	中性化深さ(mm)	圧縮強度(N/mm ²)	調査年度	屋根上	外壁	仕内上部	設電備	健康度(100点満点)	評価C/Dあり	修繕必要性(異常大)	未対策の特定天井等	エアコン異常
61	大山口中学校	武道場	RC	1	498	1988	S63	36年	新		20.4	16.4	H30	26.0	A	A	B	B	B	82				
62	南山中学校	武道場	RC	1	499	1989	H元	35年	新		20.1	3.8	H30	16.6	A	A	B	B	B	82				
63	清水口小学校	体育館	S	2	821	1977	S52	47年	旧	済					C	C	A	A	A	83	O			
64	白井第二小学校	体育館	S	1	768	1979	S54	45年	旧	済					B	B	B	A	A	85				
65	七次台小学校	校舎	RC	3	4,538	1984	S59	40年	新		21.7	1.2	H30	25.8	B	B	B	A	A	85				
66	大山口小学校	農具庫	W	1	20	1987	S62	37年	新						B	B	A	-	-	88				
67	七次台小学校	倉庫	RC	1	70	1984	S59	40年	新						B	B	A	-	-	88				
68	白井第一小学校	外トイレ	RC	1	38	2015	H27	9年	新						A	A	A	B	B	90				
69	池の上小学校	校舎	RC	3	5,574	1990	H2	34年	新		19.7	12.4	H30	24.7	A	A	A	B	A	90				
70	池の上小学校	機械室1	RC	1	48	1990	H2	34年	新						A	A	A	B	B	90				
71	池の上小学校	機械室2	RC	1	70	1990	H2	34年	新						A	A	A	B	B	90				
72	七次台中学校	校舎棟	RC	3	5,681	1984	S59	40年	新		21.7	1.1	H30	27.4	A	A	A	B	B	90				
73	白井第三小学校	校舎1	RC	4	4,615	1978	S53	46年	旧	済					B	A	B	A	A	90				
74	白井第一小学校	校舎	RC	3	4,341	1979	S54	45年	旧	済					A	A	B	A	A	92				
75	白井第一小学校	体育館	S	2	762	1979	S54	45年	旧	済					A	B	A	A	A	94				
76	南山小学校	体育館	RC	2	817	1977	S52	47年	旧	済					A	B	A	A	A	94				
77	白井第三小学校	校舎2	RC	3	841	2015	H27	9年	新						B	A	A	A	A	98				
78	七次台中学校	機械室1	RC	1	68	1984	S59	40年	新						A	A	A	A	-	100				
79	七次台中学校	機械室2	RC	1	48	1986	S61	38年	新						A	A	A	A	-	100				
80	七次台中学校	機械室3	RC	1	44	1991	H3	33年	新						A	A	A	A	-	100				
81	白井第一小学校	倉庫1	RC	1	48	1980	S55	44年	旧						A	A	A	A	A	100				
82	白井第一小学校	倉庫2	RC	1	28	1980	S55	44年	旧						A	A	A	A	A	100				
83	白井第一小学校	農具庫(飼育小屋)	W	1	20	1984	S59	40年	新						A	-	-	-	-	100				
84	白井第一小学校	農具庫	RC	1	20	2015	H27	9年	新						A	A	A	A	A	100				
85	大山口小学校	校舎2	S	2	1,109	2009	H21	15年	新						A	A	A	A	A	100				
86	七次台小学校	図書室	W	1	218	2018	H30	6年	新						A	A	A	A	A	100				
87	大山口中学校	校舎2	W	1	208	2017	H29	7年	新						A	A	A	A	A	100				

(3) 近年の国の施策等が学校施設に与える影響

近年、市のみならず、全国の教育現場において、少子化の進行や地域社会の変化、さらに高度経済成長期に整備された公共施設の老朽化など、様々な社会的課題が顕在化しています。これらの課題への対応として、国では教育制度や学校施設のあり方の見直しが進められています。

市においても、国の施策等が学校施設に与える影響を踏まえ、今後の学校施設のあり方について検討を進めていきます。

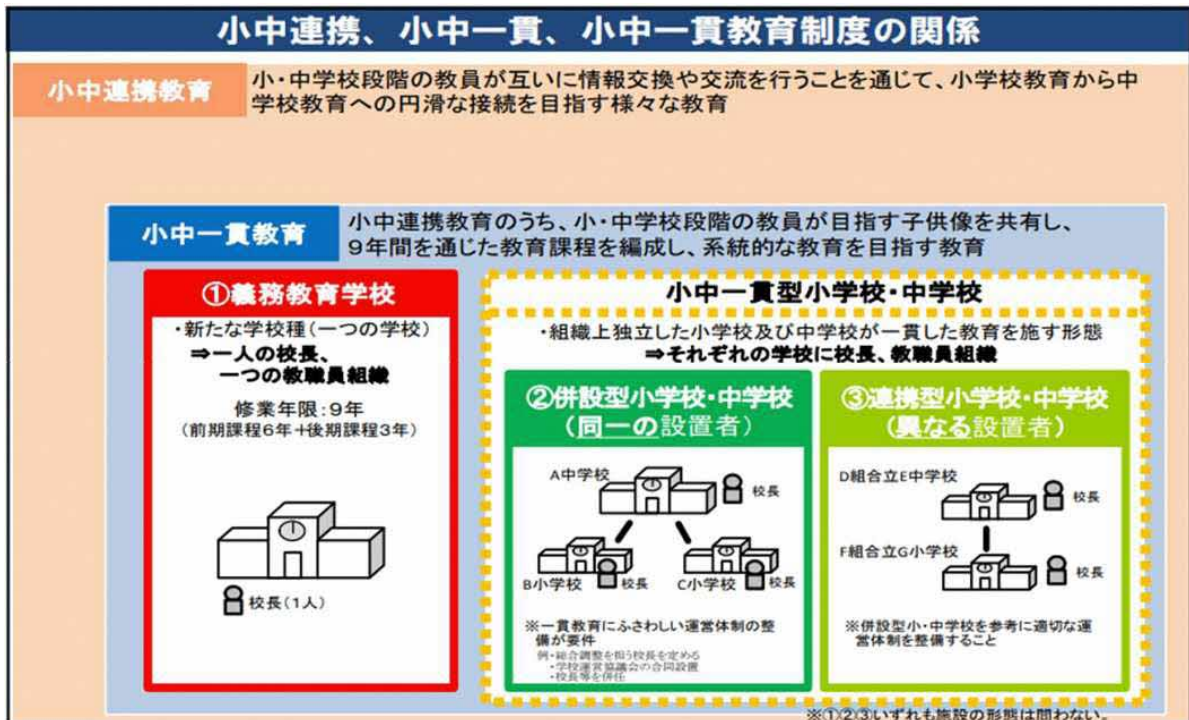
1. 教育環境の質の向上

① 小中一貫教育

義務教育段階における教育の質向上と、子どもの成長過程に応じた切れ目のない学びの実現が求められる中、小中一貫教育の導入が全国的に進められてきました。小中一貫教育は、従来の小学校・中学校の区分を超え、義務教育9年間を一体的に捉えることで、発達段階に応じた教育課程の編成や、学校間・教職員間の連携強化、地域の実情に即した教育活動の展開につながるものとされています。

小中一貫教育は、一人の校長のもとで一つの教職員集団が一貫した教育課程を編成・実施する9年制の学校で教育を行う形態（義務教育学校）と、組織上独立した小学校及び中学校が義務教育学校に準じる形で一貫した教育を施す形態（小中一貫型小・中学校）の2つに分類されます。

表 2-25 小中一貫教育の形態



出所：文部科学省「小中一貫した教育課程の編成・実態に関する手引」

ア 義務教育学校（千葉県内の実施校：成田市立下総みどり学園 等）

義務教育学校は、一人の校長のもと、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する新しい種類の学校です。心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことが学校の目的とされています。

修業年限は9年ですが、転出入する児童生徒への配慮等から、前期6年と後期3年の課程に区分し、基本的には、それぞれ小学校及び中学校の学習指導要領が準用されます。その上で、一貫教育の軸となる新教科等の創設や、学年段階間・学校段階間での指導内容の入替え等、一貫教育の実施に必要な教育課程上の特例を設置者の判断で実施することが認められています。

義務教育学校は、国立・公立・私立のいずれも設置が可能ですが、公立については、既存の小学校及び中学校と同様、市区町村の学校設置義務の履行の対象であり、市区町村教育委員会による就学指定の対象校となります。また、施設の形態についても、いわゆる施設一体型だけでなく、前期課程と後期課程や学年段階の区切りに応じて異なる施設を用いる施設隣接型や施設分離型の義務教育学校を設置することも可能です。

イ 併設型小・中学校（千葉県内の実施校：流山市立おおたかの森小中学校 等）

併設型小・中学校は、既存の小学校及び中学校の基本的な枠組みは残したまま、義務教育学校に準じた形で9年間の教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校です。中学校区におけるこれまでの小中連携の取組を基盤として、一貫教育にレベルアップさせるものとされています。

これらの学校においては、①小学校と中学校の組織文化の違いを乗り越える必要があること②3校以上の学校が連携・接続する形態があり得ること③一般的な小中連携と明確に区別する必要があること等を踏まえ、小中一貫教育の実質を適切に担保する観点から、小中一貫教育を行うためにふさわしい運営上の仕組みを整えることが要件です。

また、一貫教育の軸となる新教科等の創設や、学校段階間での指導内容の入替え等、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例の実施が設置者の判断によって認められます。

一般的には、既存の小中学校の校舎が隣接している場合などは、比較的实施しやすいと考えられます。

ウ 連携型小・中学校

ほとんどの場合、一貫して教育を行おうとする小学校と中学校の設置者は同一であると考えられますが、設置者の異なる小学校と中学校が一貫した教育を行おうとする場合も少数ながら想定されます。

例：市町村の境界をまたぐ形で集落があり、子どもの通う小学校と中学校がそれぞれ異なる事務組合立で設置されているケースなど

そのような場合に適用される仕組みとして、連携型小・中学校の制度が設けられました。

学校同士の関係性や学校間の距離等について多様な組合せが考えられることから、省令上、一律に教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることとする旨の規定は設けられていませんが、併設型小・中学校におけるふさわしい運営の仕組みも参考に、小中一貫教育の実質が担保されるよう適切な運営体制を整備することが求められます。

② GIGA スクール構想

国が推進する GIGA スクール構想は、児童生徒一人ひとりに情報端末を配布し、学校に高速ネットワークやクラウド環境を整備することで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正かつ個別

最適化された学びや創造性を育むことを目指して始まりました。その結果、全国の学校のうち ICT 機器を「ほぼ毎日」または「週 3 回以上」活用する学校は 9 割を超え、学力調査においても ICT 活用が学力向上や学びの深化に寄与していることが示されています。

一方で、学校間での活用格差、計画的な端末更新の必要性、ネットワーク速度が不十分な学校の存在、教職員が使用する校務支援システムと児童生徒が使用する学習系ネットワークの連携による校務 DX の推進など、様々な課題にも直面しています。

市においても、令和 2 年度に小中学校への 1 人 1 台端末の整備及び校内通信ネットワーク (1Gbps) の整備を完了し、令和 3 年度から本格的な運用を開始しました。また、学習支援ソフト (デジタルドリルを含む) や授業支援ソフトを活用し、日常的に資料や課題の配付、共同編集による教材や資料の作成、リアルタイムでの考え方や意見の共有など、積極的に ICT を活用しています。

しかし、全国の学校と同様に、市においても ICT 活用の頻度に学校間や教職員間で格差が生じていることから、各学校の ICT プロジェクトリーダーとの研修や情報共有、ICT 支援員によるサポートを通じて、格差の縮減や ICT 活用指導力の向上に努めています。また、ICT の活用が進むにつれて端末の性能やネットワークの通信速度に課題が見つかったため、Next GIGA スクール構想第 2 期に向けて更新を行う際には、ストレスなく活用できる端末の選定やネットワーク環境を整備する必要があります。

さらに、学校の働き方改革を実現するため、今後も校務 DX のさらなる推進が求められます。



2. 社会的要求に対応する最適化

① 省エネルギー化

令和2年10月、日本政府は令和32年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」の実現を目指すことを宣言しました。また、市においても令和4年2月、令和32年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて取り組むことを表明しています。

市では、環境負荷低減・省エネルギー推進の一環として、白井第二小学校と白井中学校の校舎屋上に太陽光発電設備を設置しています。

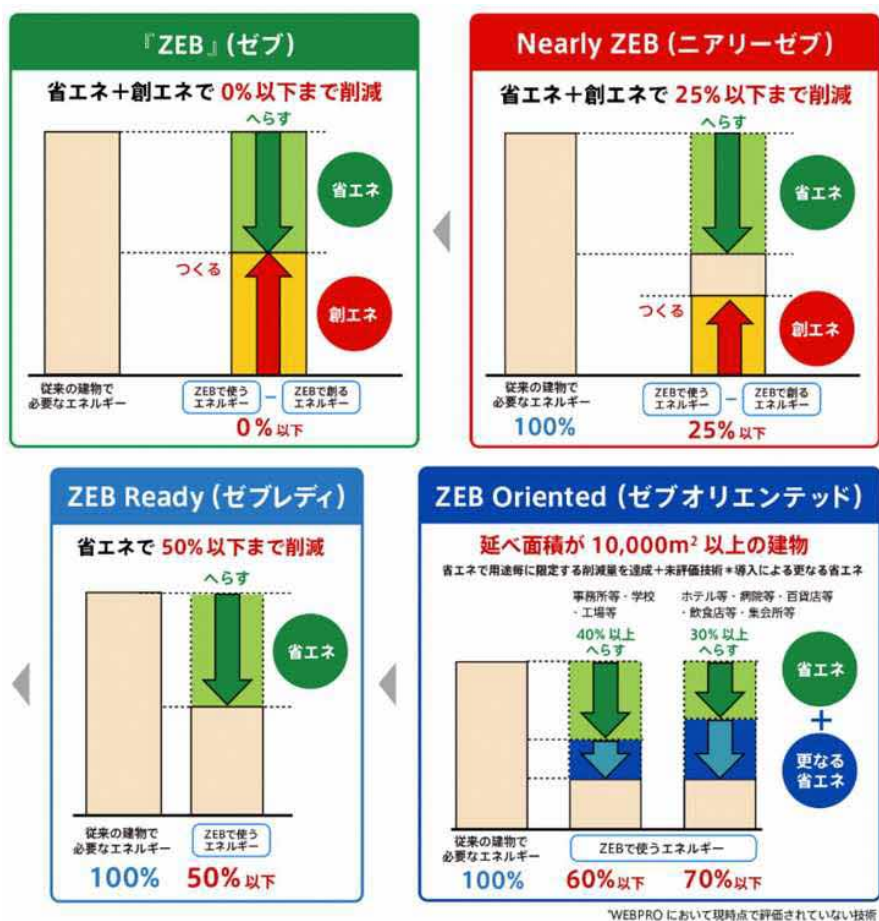
今後、「ゼロカーボンシティ」を実現するためには、従来以上に省エネルギー化の徹底が求められるとともに、太陽光発電設備をはじめとした再生可能エネルギー設備の導入にも最大限取り組む必要があります。学校施設については、ZEB（ゼブ）³化を推進することが重要とされています。

文部科学省「学校施設のZEB化の手引き」によると、将来的なZEB化を目指し、まずは外壁や屋根、窓（外部建具）の断熱工事や、高効率の空調設備・換気設備・照明器具の整備等により省エネを図ることで、「ZEB Ready」を目指すことが強調されています。これにより、予算や建物の個別要因によりZEB化が困難な大規模改修工事であっても、省エネルギー化を段階的に実施することで、徐々に学校施設のZEB化に近づけることが可能です。



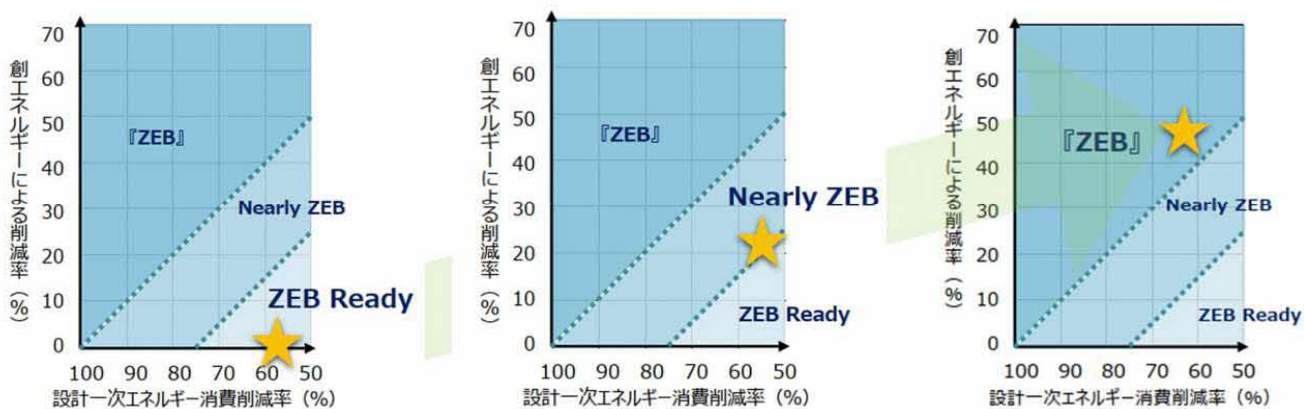
³ ZEBとは、「Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）」の略称であり、経済産業省資源エネルギー庁「ZEBロードマップ検討委員会とりまとめ」（平成27年12月）によれば、「先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物」と定義されています。

表 2-26 ZEB 化の分類



出所：環境省「ZEB PORTAL」

表 2-27 ZEB 化の分類と達成イメージ



出所：文部科学省「学校施設の ZEB 化の手引き」

② 小中学校の統廃合

学校教育においては、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくことが重要であり、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいと考えられます。

小規模校では、人間関係が固定化しやすく、教職員数や児童生徒数が限られるため、多様な指導や行事・部活動の幅が縮小するなど、教育上の課題があります。さらに、前述のGIGAスクール構想の推進や省エネルギー化など、今後求められる教育施策への対応が困難となるおそれもあります。また、規模の縮小に伴い教職員数が減少すると、校務負担が増大し、授業研究など校内研修の時間確保が難しくなるなど、業務上の課題が生じます。加えて、学校施設の老朽化が進行するなど、公立学校を取り巻く環境も大きく変化しています。

このような背景のもと、学校の統廃合を含めた、適正規模・適正配置の検討が求められています。市においては、地域の実情に応じて、教育的な視点から少子化に対応した活力ある学校づくりのための方策を継続的に検討・情報収集を行ってまいります。

学校規模の適正化の検討は、あくまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行うべきものです。しかしながら、学校教育施設は、地域コミュニティの核として、防災・学童・地域の交流の場などの機能を併せ持つため、公共施設等総合管理計画に基づいて、まちづくりの視点を持って全庁横断的に検討していく必要があります。

なお、小規模校には制約が生じますが、北海道教育大学や北海道・島根・鹿児島・栃木の各教育委員会が発行する手引等により、授業設計の支援策が整備されている事例があります。また、徳島県の「徳島モデル」では、遠隔合同授業やテレビ・ウェブ会議、1人1台端末、デジタル教科書の活用により、学びの質向上と業務効率化を両立しています。市でも、これらの先行事例を踏まえ、教育の質を維持・向上する施策の検討を進めます。

③ 他の公共施設との複合化

市では、令和 8 年 3 月に改定した公共施設等総合管理計画において、「公共施設の最適配置基本方針」を定めています。公共施設の最適配置とは、人口減少や厳しい財政状況、施設の老朽化、更新費用の増大などの課題に対応し、変化する社会ニーズに応じて、市民サービスの維持・向上と財政負担の軽減・平準化を図るため、公共施設の効率的かつ効果的な配置・管理を目指すものです。この方針には、施設の集約化、複合化、移転、用途変更等が含まれます。

今後、「公共施設の最適配置基本方針」に基づいて、複合化の必要性が生じた場合には、今の教育水準を維持・向上させることを前提として、学校施設と他の公共施設との複合化についても検討します。

なお、小学校の余裕教室については、これまでも校内教育支援センターのほか、目的外利用として学童保育所などに活用されています。小学校の複合化や併設の状況は、以下のとおりです。

表 2-28 小学校の複合化や併設の状況 (令和 7 年 12 月 31 日時点)

No.	学校名	複合・併設の別	施設名
1	白井第一小学校	複合	白井第一学童保育所
2	白井第二小学校	複合	白井第二学童保育所
3	白井第三小学校	併設	白井第三学童保育所
		併設	白井第三第2学童保育所
4	大山口小学校	複合	ほのぼのひろば(地区社会福祉協議会)
		複合	まちづくり協議会
		併設	大山口学童保育所
5	清水口小学校	併設	大山口第2学童保育所
		複合	清水口学童保育所
6	南山小学校	併設	てのひら館(地区社会福祉協議会)
		複合	ホームープラザ(地区社会福祉協議会)
		複合	まちづくり協議会
7	七次台小学校	複合	南山学童保育所
		複合	七次台学童保育所
8	池の上小学校	併設	なないろ(地区社会福祉協議会)
		併設	池の上学童保育所
9	桜台小学校	複合	ハッピー・プラザ(地区社会福祉協議会)
			桜台学童保育所

※1 このほか、全ての小中学校の敷地内に防災倉庫を併設しています。

出所：財産に関する調書（令和 6 年度）、所管課資料等より作成

学校施設と他の公共施設の複合化を行う場合、以下のような教育への効果が期待される一方で、教職員の業務負担の増加など、様々な課題も想定されます。今後、学校施設と公共施設の複合化を検討する際には、複合化による効果と課題を十分に整理・検討します。

<効果>

ア. 施設機能の共有化による学習環境の高機能化・多機能化

図書館を複合化した場合、豊富な資料を授業等で利用することができます。

複合化により、施設機能の高機能化・多機能化を図ることができ、児童生徒に多様な学習環境を創出することができます。

イ. 児童生徒と施設利用者との交流

老人福祉施設を複合化した場合、授業の一環として、施設に通う高齢者との交流を実施することができます。

複合施設の利用者と交流の機会を設けたり、日常的に互いの施設での活動等を目にしたりすることで、児童生徒と施設利用者との交流を深めることができます。

ウ. 地域における生涯学習やコミュニティの拠点の形成・利便性の向上

公民館を複合化した場合、児童生徒の学びの場が拡大することが期待できます。また、地域住民に対して地域の連携や集いの場を提供するなど、地域コミュニティ拠点の形成が可能です。

エ. 専門性のある人材や地域住民との連携による学校運営の支援

体育館を社会体育施設と位置付け、そこを拠点とする総合型地域スポーツクラブが体育の授業や部活動の支援を行うことも考えられます。

複合施設には様々な人材が集まるという特徴を生かし、学校の教育活動や課外活動などに専門性のある人材を活用したり、地域住民の協力を促したりすることで、児童生徒により高度な専門知識に触れる機会を創出したり、学校運営への支援が行われたりすることが期待できます。

オ. 効果的・効率的な施設整備

学校施設や公共施設等をそれぞれ単体で整備するよりも、複数の公共施設等を複合施設として一体的に整備したり、既存学校施設を活用したりすることにより、公共施設全体の整備費用の削減や支出の平準化を図ることができます。

<課題>

ア. 児童生徒の安全性の確保

複合化する学校施設では、児童生徒が安心して学校生活を送れることを第一に施設の配置計画を策定し、入居する各施設においては、学校運営の安全安心に配慮するよう、ハード・ソフトの両面から対応策を検討することが必要です。

イ. 学校の負担増とならない工夫

学校施設と他の公共施設等を複合化する場合は、教職員の負担が増加し、学校本来の教育活動に支障が出ないような工夫を行うことが必要です。具体的には、以下の取組が考えられます。

- ・学校施設と他の公共施設等の専用部分、共同利用部分の管理区分を明確化する
- ・庁内の関係部局が連携し、複合化する施設の計画、管理・運営方法を明確化する
- ・他の施設利用者の動線との交錯や音の問題で教育活動に支障が出ないよう、施設配置や動線計画、防音対策などを工夫する
- ・施設ごとの利用方法や利用時間、活動内容について情報共有を行い、ルールを設定する
- ・施設利用料や光熱水費等の会計区分等の明確化や一元化の可否等について検討する
- ・清掃等の学校の管理に協力できる施設を優先的に複合化の対象とするなど、複合施設側に学校管理への協力を促すような仕組みを検討する

ウ. 用途地域による法的な制約

複合化する各施設の用途が、その立地の用途地域において建築可能かどうかを確認する必要があります。各小中学校の立地状況と複合化の検討に当たって考慮すべき事項は、次のとおりです。

表 2-29 学校施設の立地状況

(令和7年9月30日時点)

No.	学校名	住所	区域	用途地域	高度地区	日影	都市マスタープランでの位置付	地区計画	ハザード情報 (洪水、土砂災害、内水)
01	白井第一小学校	根105	市街化調整区域	-	-	規制なし	第1地区_C周辺検討地区(緑住)	-	(地震)一次避難所 (洪水・崖崩れ)二次避難所 非常用井戸
02	白井第二小学校	中181-2	市街化調整区域	-	-	規制なし	第2地区_農住共生地区	-	(地震)一次避難所 (洪水・崖崩れ)二次避難所 非常用井戸
03	白井第三小学校	根336-15	市街化調整区域	-	-	規制なし	第3地区_低密度住宅地区	-	(地震)一次避難所 (洪水・崖崩れ)二次避難所 非常用井戸
04	大山口小学校	大山口2丁目2-1	市街化区域	第一種中高層住居専用	第1種高度	3h-2h/4m	第4地区_中高層住宅地区	-	(地震)一次避難所 (洪水・崖崩れ)二次避難所 非常用井戸
05	清水口小学校	清水口2丁目3-1	市街化区域	第一種中高層住居専用	第1種高度	3h-2h/4m	第4地区_中高層住宅地区	-	(地震)一次避難所 (洪水・崖崩れ)二次避難所 非常用井戸
06	南山小学校	南山1丁目7-1	市街化区域	第一種中高層住居専用	第1種高度	3h-2h/4m	第5地区_中高層住宅地区	-	(地震)一次避難所 (洪水・崖崩れ)二次避難所 非常用井戸
07	七次台小学校	七次台3丁目17-1	市街化区域	第一種中高層住居専用	第1種高度	3h-2h/4m	第4地区_中高層住宅地区	-	(地震)一次避難所 (洪水・崖崩れ)二次避難所 非常用井戸
08	池の上小学校	池の上2丁目21	市街化区域	第一種中高層住居専用	第1種高度	3h-2h/4m	第5地区_中高層住宅地区	-	(地震)一次避難所 (洪水・崖崩れ)二次避難所 非常用井戸
09	桜台小学校	桜台3丁目28	市街化区域	第一種中高層住居専用	第2種高度	4h-2.5h/4m	第6地区_中高層住宅地区	地区計画 桜台住宅地区地区計画 (教育施設地区) *建物用途制限(小・中学校のみ) *壁面位置の制限	(地震)一次避難所 (洪水・崖崩れ)二次避難所 非常用井戸
10	白井中学校	根54	市街化調整区域	-	-	規制なし	第1地区_公益的施設誘導地区 (国道16号沿道から概ね100m以内区域)	-	(地震)一次避難所 (洪水・崖崩れ)二次避難所
11	大山口中学校	大山口2丁目1-1	市街化区域	第一種中高層住居専用	第2種高度	4h-2.5h/4m	第4地区_中高層住宅地区	-	(地震)一次避難所 (洪水・崖崩れ)二次避難所
12	南山中学校	南山1丁目6-1	市街化区域	第一種中高層住居専用	第2種高度	4h-2.5h/4m	第5地区_中高層住宅地区	-	(地震)一次避難所 (洪水・崖崩れ)二次避難所
13	七次台中学校	七次台1丁目21-1	市街化区域	第一種中高層住居専用	第2種高度	4h-2.5h/4m	第4地区_中高層住宅地区	-	(地震)一次避難所 (洪水・崖崩れ)二次避難所
14	桜台中学校	桜台3丁目27	市街化区域	第一種中高層住居専用	第2種高度	4h-2.5h/4m	第6地区_中高層住宅地区	地区計画 桜台住宅地区地区計画 (教育施設地区) *建物用途制限(小・中学校のみ) *壁面位置の制限	(地震)一次避難所 (洪水・崖崩れ)二次避難所

表 2-30 用途地域、地区計画に基づく複合化の検討に当たって考慮すべき事項の整理

No.	学校名	①	②	③	④	⑤	⑥	類型
01	白井第一小学校	○	○	○				A
02	白井第二小学校	○	○					A
03	白井第三小学校	○	○					A
04	大山口小学校					○		C
05	清水口小学校				○	○		B
06	南山小学校				○	○		B
07	七次台小学校					○		C
08	池の上小学校					○		C
09	桜台小学校						○	B
10	白井中学校	○	○					A
11	大山口中学校					○		C
12	南山中学校				○	○		B
13	七次台中学校					○		C
14	桜台中学校						○	B

(考慮事項)

①：市街化調整区域であるため原則、建築行為や開発行為は不可

②：都市計画法 34 条に市街化調整区域の開発行為の可能性が記載されているが、
施設用途・規模等については詳細協議が想定される

【例】第 1 項公益上必要な建築物（学校・社会福祉施設・病院等）

③：埋蔵文化財包蔵地のため、開発・建築前に試掘等の調査が必要

④：大規模盛土造成地内のため経過観察が想定される

⑤：用途地域に基づく建築可能な公共施設が限定される

【例】用途地域に基づく建築可能な公共施設：小学校、中学校、保育園、学童保育、図書館、
老人福祉センター等の市公共施設のほか、幼稚園、高等学校、巡査派出所、一定規模以下の郵
便局、病院、診療所、老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等

(※ただし、次の施設は不可：店舗 500 m² 3F 以上、事務所、ホテル・旅館、倉庫等)

⑥：地区計画に基づく建築可能な公共施設が限定される

【例】小学校、中学校、市長が公益上必要な建築物で用途上及び構造上やむを得ないと認めて
許可したもの

類型：建替時の事前手続きが多い施設の順に、「A：多」、「B：中」、「C：少」と分類

④ 体育館等への空調配備

近年の猛暑日に対応する熱中症対策として、児童生徒の学校生活の中心拠点となる校舎を最優先に、平成 31 年度に普通教室、令和 5 年度に特別教室へ整備を行いました。

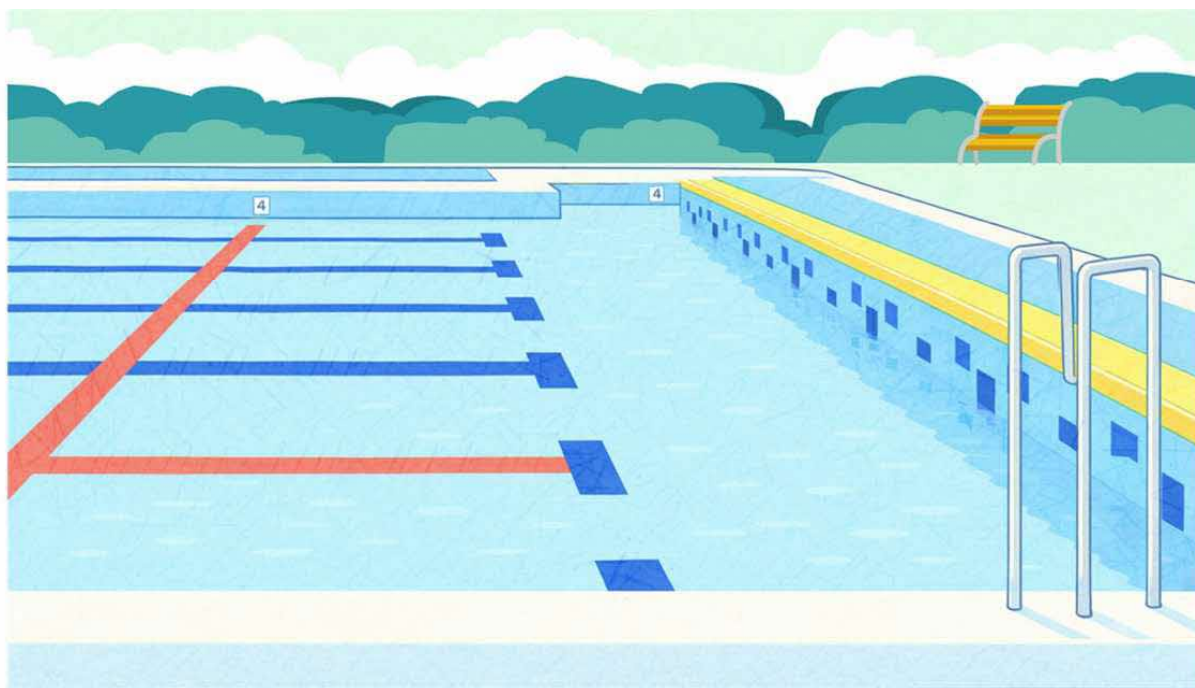
体育館につきましては、災害時に地域の避難所としても利用されることから、市民全員の防災拠点として、避難者が一定期間快適に過ごすための環境を整えていくことが求められる重要な施設であり、早期に一斉に整備を進めてまいります。

⑤ 屋外プールの取り扱い

市内の全ての小中学校では屋外プールが設置されており、夏季の水泳授業など教育活動面で重要な役割を果たしています。

しかし、全ての屋外プールが築 30 年以上を経過し、老朽化に伴う衛生・安全面でのリスク増大に対応した改修費用の財政負担は深刻です。また、近年の猛暑や異常気象により、授業回数減少や熱中症対策が課題となっています。さらに、教職員の管理・指導負担も大きく、夏季限定利用のため維持費と教育効果のバランスも問われています。

全国の学校でプール管理業務の外部委託、民間プールや市営プールの活用、学校間の共用化など、学校プールのあり方を見直す動きが広まっており、市でも水泳授業の適切な実施とプール管理の負担軽減を両立する手法を検討するなどの取組を進めるなど、引き続き学校施設等の維持管理にかかる負担を軽減する仕組みづくりを検討してまいります。



(4) 将来コストの見通し

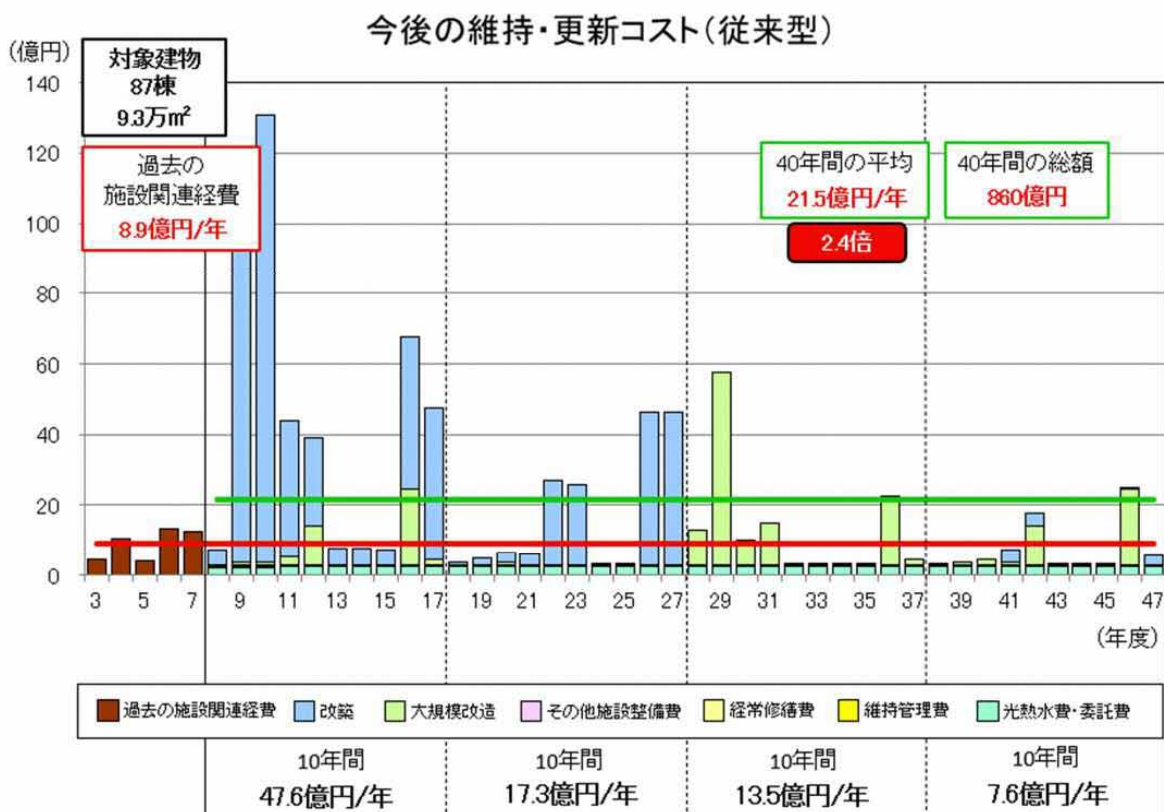
① 従来型の将来コスト

校舎・体育館は大規模改造に併せて、概ね建築後 35 年で大規模改修を実施してきましたが、これらを含めた対象施設を建築後 50 年で建替え（改築）を実施するという従来型の更新サイクルを今後 40 年間続けた場合の施設整備費のほか、運営費等（光熱水費、日常的な維持管理費等）を含めた維持・更新コストは、40 年間で 860 億円、1 年当たりの平均額は 21.5 億円が必要となり、令和 3 年度から令和 7 年度までの直近 5 年間に要した施設関連経費の平均年額である 8.9 億円に対し、約 2.4 倍もの経費が必要という結果となりました。なお、令和 2 年 8 月に本計画を策定した際には、令和 2 年度から 40 年間の年間平均必要額を 11.9 億円と試算しましたが、今回の試算では約 1.8 倍に増加しています。これは、物価や工事労務単価の上昇に伴う工事費単価の上昇に加え、年数経過により期間内で更新が必要となる施設が増加したことによるものです。

特に令和 8 年度からの直近 10 年間で改築コストが増大し、40 年間の必要経費のうち約 55%にあたる 476 億円もの経費が集中的に必要となるため、これまでの従来型の更新サイクルを継続することは困難です。また、児童生徒数の将来推計は令和 16 年時点でピーク時の約 68%程度まで減少する見込みであり、今後の学校施設のあり方を検討する必要があります。

市においても、これまでコスト削減施策に積極的に取り組んできたものの、これらの取組の進展を上回る速度でコストが増加していく見込みです。令和 2 年 3 月の計画策定時と比較すると、近年の物価高騰等により建築単価が約 2 倍となっており、最新の財政状況に配慮した見直しが必要であるといえます。

表 2-31 今後の維持・更新コスト（従来型）



② 長寿命化型の将来コスト

計画策定時と比較して、建替えを中心とした従来型の将来コスト見積額は、より厳しい状況となっています。これを踏まえ、従来型更新サイクルの見直しとして、第1章 (2) 目的のとおり長寿命化の対象となる施設を中心として、中長期的な予防保全の観点から改修や建替えをすることでコスト削減と平準化を図ることとし、令和6年度に作成した劣化状況調査表(P.21)の判定に応じて以下の条件で長寿命化型のコスト試算を行いました。前回の計画と同様、目標使用年数経過後の施設の規模を建替後も維持することを前提とした場合は、40年間で919億円、1年当たりの平均額は23億円が必要となり、令和3年度から令和7年度までの直近5年間に要した施設関連経費の平均年額である8.9億円に対し、約3.7倍もの経費が必要という結果となりました。しかしながら、長寿命化した施設も令和47年度までに更新時期を迎えることにより、従来型よりも長寿命化のコストが増えるため、維持・更新コストが大きくなっています。

そのため、長寿命化した施設の全てを単純に更新するのではなく、学校規模の適正化や複合化を検討し、さらなる更新コストを平準化する必要があります。今後、学校施設のあり方がどのような方針になっても対応できるように、対象施設の「用途地域、地区計画に基づく複合化の検討に当たって考慮すべき事項の整理」の類型により更新時期を調整し、40年間で119億円の削減としました。今後は学校施設のあり方や物価の動向等を踏まえ、施設の改修計画を見直していく予定です。

表 2-32 試算の条件

基準年、算定開始年(計画の起算年)の設定

1. 基準年は現在の年度。
計画の起算年は計上を始める最初の年度。

	年度
基準年	2025
計画の起算年	2026

【前回計画と同じ目標使用年数とした場合の長寿命化型】

現在の建物に対する設定					
番号	シナリオ	目標使用年数	長寿命化改修実施年	予防改修	備考
1	長寿命化型	85年	55年	35年周期	校舎、体育館、柔剣道場、付属施設(機械室)
2	改築1型	50年	-	-	付属施設(倉庫、部室)
3	改築2型	50年	-	-	付属施設(使用中プール) ※改築の可否を検討中のため コストを見込まない

【さらなる更新コストの平準化を行った場合の長寿命化型コスト】

現在の建物に対する設定					
番号	シナリオ	目標使用年数	長寿命化改修実施年	予防改修	備考
1	長寿命化1型	90年	55年	35年周期	類型：A（※）
2	長寿命化2型	88年	55年	35年周期	類型：B（※）
3	長寿命化3型	85年	55年	35年周期	類型：C（※）
4	改築1型	50年	-	-	付属施設（倉庫、部室）
5	改築2型	50年	-	-	付属施設（使用中プール） ※改築の要否を検討中のため コストを見込まない

※校舎、体育館、柔剣道場、付属施設（機械室）は、長寿命化後の建替えに当たり、「用途地域、地区計画に基づく複合化の検討に当たって考慮すべき事項の整理」の類型により区分しています。建替時の事前手続が多い施設の順に、施設の目標使用期間を分け、建替時期を調整しています。

積み残し(シナリオ上で設定している長寿命化改修や改築の実施年より古い建物)の扱い

1. 早期に工事を実施するものとして、試算上の初年度から長寿命化改修や改築を、下記に設定する年数で均等にコスト計上する。
2. 建物ごとに実施年を定める場合は「⑦試算2 個別の設定」で変更する。
3. 直近20年間に長寿命化改修を行っている場合も「⑦試算2 個別の設定」で変更する。

		工事期間	
改築	実施年数より古い建物の改築を	10	年以内
長寿命化	実施年数より古い建物の改修を	10	年以内

※10年を上限とする

工事期間の設定

部位改修の設定

1. 躯体以外の劣化状況で評価がCまたはDの部位は、直近10年に改修や改築の計画が無ければ部位改修を計上する。
2. 躯体以外の劣化状況が未記入の場合は、部位改修は計上しない。
3. A評価の部位は直近の長寿命化改修費から部位改修相当を引く

D評価	5	年以内に部位改修を実施
C評価	10	年以内に部位改修を実施
A評価	10	年以内の長寿命化改修から部位改修相当額を引く

工事期間の設定

※工事期間に設定する年数で均等にコストを計上する。

	工事期間	
改築	2	年
長寿命化改修	2	年
予防改修	1	年
		年
		年

※上記は5年を上限とする

※それ以上を設定する場合は個別設定シートで行う

表 2-33 今後の維持・更新コスト（前回計画と同じ目標使用年数とした場合の長寿命化型コスト）

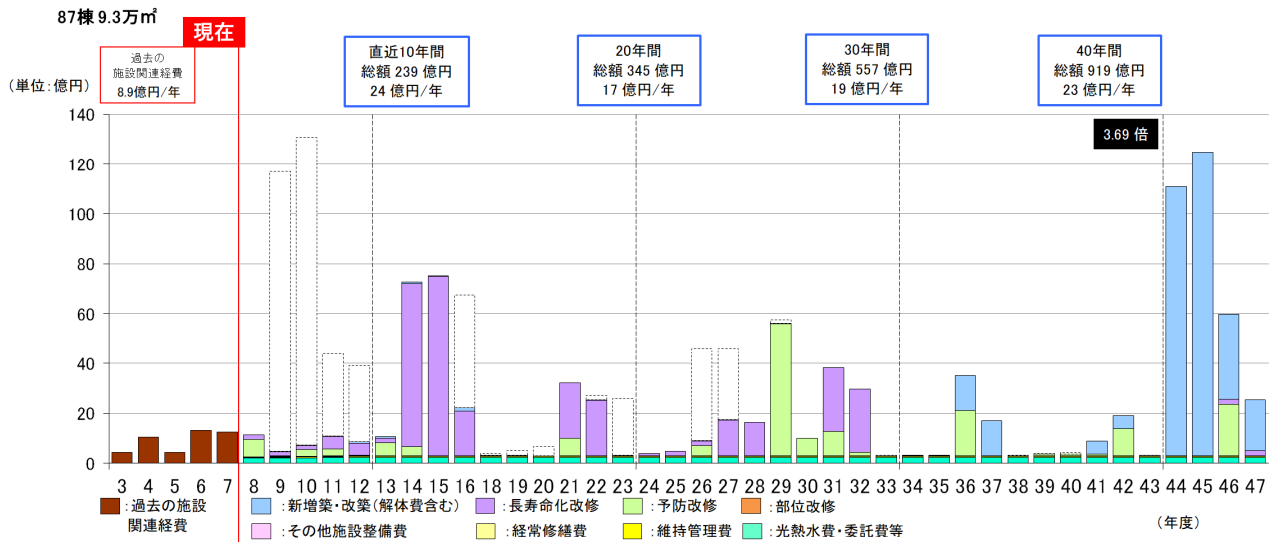
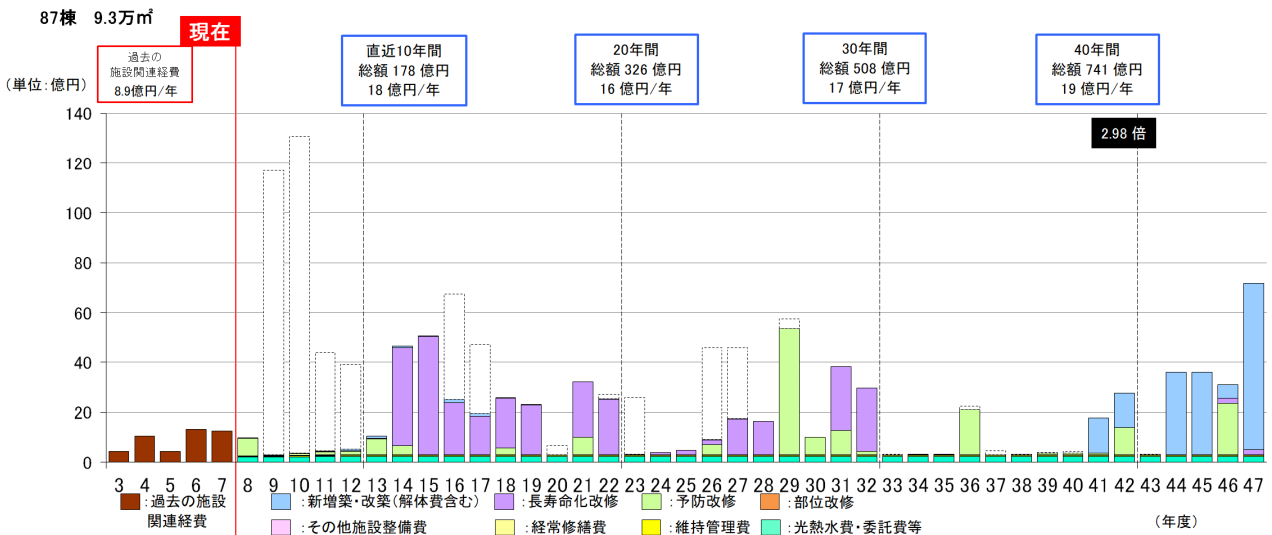


表 2-34 今後の維持・更新コスト（さらなる更新コストの平準化を行った場合の長寿命化型コスト）



(5) 学校施設の抱える課題

市の学校施設の抱える課題について、本章で実施した分析や学校関係者へのアンケートを踏まえて、次のとおり課題を整理しました。

1 ソフト面での課題

- 学校教育の内容・手法が変化し、多様な学びを支える施設整備が必要となっています。学習指導要領の見直しや、ICT教育、インクルーシブ教育、アクティブラーニング型授業など、新たな教育ニーズが存在します。

2 ハード面での課題

- 校舎や体育館、プールといった施設の老朽化が進行しています。また、老朽化した施設の更新・改修には多額の費用が必要となりますが、近年の物価高騰や資材価格の上昇がコスト増加を招いています。さらに、改修、更新時期が一斉に到来し、財政的負担が増大する可能性があります。
- 新たな教育ニーズを踏まえつつ、今後のあるべき学校施設を早期に検討し、それを実現するための施設整備に必要な費用負担と比較考量をしながら真に必要な施設を見極め、整備していく必要があります。特に、学校関係者へのアンケートでは、体育館への空調配備や、防犯対策の強化、通信速度向上等のICT環境改善についての意見が多く見られます。

3 施設マネジメント面での課題

- 学校施設の維持管理に必要な技術職員の確保が困難となっており、専門人材の育成や外部委託の活用が必要になってきています。また、教職員が施設管理業務を兼務するケースも多く、教職員の業務負担の増加が懸念されています。より効率的かつ専門的な運営体制の構築が求められます。
- 今後、公共施設等総合管理計画における「公共施設の最適配置基本方針」に基づいて、学校施設と他の公共施設の複合化等の検討が求められる場合、児童生徒の安全確保や教育活動への影響、教職員の負担増に十分な配慮を行う必要があります。

第3章 学校施設の目指すべき姿

第2章(5)で整理した学校施設の抱える課題を踏まえて、市の学校施設の目指すべき姿として、安全安心な保育、学習の場の提供はもとより、新しい教育への対応の実現、地域の拠点としての役割を担うため、次のとおりとします。

1 確かな学力と豊かな心と体を育む教育環境の整備（ソフト面）

- 基礎的・基本的な学力を身に付けるきめ細やかな指導を行うため、教職員によるICT教育への対応や、外国人児童・生徒の受入れ体制の充実化、多様性（LGBT等）への対応、不登校児童生徒への支援、特別支援教育の充実など、多様な学習への対応を進めます。

2 子どもが安全で安心して、快適に学べる施設の整備（ハード面）

- 子どもが安全に、安心して学べる教育環境を確保するため、老朽化対策として、適切な点検を実施し、計画的な改修・修繕により安全・安心な施設の維持が必要です。また、事業内容を詳細に検討し、できるだけ部位をまとめるなどして効率的に改修を実施するとともに、大規模な場合に費用負担軽減の一助として国庫補助金の活用を行います。また、今後、公共施設等総合管理計画における「公共施設の最適配置基本方針」に基づいて、学校施設のあり方の検討が求められる場合には、学校規模の適正化や複合化を検討します。
- 省エネルギー化については、「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた「ZEB Ready」を目指します。GIGAスクール構想に基づいて、引き続き端末の更新やネットワーク環境の改善等に取り組みます。また、防犯や防災への対策など、施設の安全性に配慮した施設整備を図ります。さらに、既存の設備を改修する際には、特定の人にとって障壁（バリア）となるものを取り除き、利用しやすくするバリアフリー化を推進します。一方で、新しい設備を整備する際には、年齢、国籍、障害の有無にかかわらず、全ての人が使いやすいように、最初から施設をデザインするユニバーサルデザインを取り入れます。

3 教職員の負担軽減や地域コミュニティや防災の拠点施設の整備（施設マネジメント面）

- 専門人材の育成や外部委託の活用のほか、教職員の業務量が増加・多様化している実態に鑑み、教職員が心身ともに健康な状態で教育活動に従事できるよう、事務の負担や学校施設等の維持管理にかかる負担を軽減できる仕組みづくりを進めます。
- 公共施設等総合管理計画における「公共施設の最適配置基本方針」に基づいて、学校施設と他の公共施設の複合化等を行う場合、児童生徒の安全を確保した上で、現在の教育水準を維持・向上させるものであることが必要です。そのため、全庁的な取組体制のもと、施設管理や清掃、防犯などの業務を複合施設の管理者・利用者や地域ボランティアへ分担し、ルール作りや責任分担の明確化による仕組みづくりを検討します。

第4章 学校施設の基本的な方針等

(1) 学校施設の規模・配置計画等の方針

学校施設の規模・配置計画等の方針

第3章(1)-①対象施設一覧に記したとおり、小中学校14校のうち小規模校が6校存在しているものの、市内の各地域にバランス良く配置され、今後、複合化や地域コミュニティ施設として活用できることから、現段階では現在の配置を維持していきますが、公共施設等総合管理計画における「公共施設の最適配置基本方針」に基づいて、学校規模の適正化や複合化については、まちづくりの視点をもって全庁横断的な調査研究をしていきます。なお、検討の際は、今の教育水準を維持・向上させることを前提とします。

(2) 改修等の基本的な方針

① 学校施設の長寿命化計画の基本方針

(ア) 既存学校教育施設の長寿命化改修

長寿命化の判定があった施設の改築時期を、築85年程度となるよう、中長期的な予防保全の観点から長寿命化改良事業(国庫補助)を活用し、効率的で的確な改修を行います。

(イ) 既存学校教育施設の適切な維持管理

官民連携手法の積極的な活用により、民間事業者等の資金・施設・創意工夫等を積極的に活用し、市の財政負担の軽減を行います。また、設備機器の保守管理、点検、法定検査、維持管理などを包括的に委託する包括管理業務委託を継続して実施するとともに、水泳授業の適切な実施とプール管理の負担軽減を両立する手法を検討するなど、学校施設等の維持管理にかかる負担を軽減する仕組みづくりを進めます。

(ウ) 必要な機能の整備

新たな教育ニーズに対応するため、真に必要な学校施設を検討し、省エネルギー化への取組や、必要な教室・設備の整備を進めるなど、可能な限り良好な教育環境の確保を目指します。

(エ) 地域における公共施設の集約化や複合化

児童生徒の安全性の確保や教職員の負担に十分に配慮しつつ、公共施設等総合管理計画における「公共施設の最適配置基本方針」による検討や公共施設の個別施設計画と、本計画との連携を行い、計画的に集約化や複合化を行います。

表4-1 各計画の基本方針一覧

公共施設等総合管理計画の基本方針 (R8.3改定)	目標その1 時代の変化に合った公共施設の最適配置
	目標その2 将来の更新に対する計画的な取組
	目標その3 官民連携手法を活用した地域の活性化
	公共施設マネジメント目標を達成するため、次の3つの取組を進め、

	<p>更新・維持管理費用の削減と市民サービスの維持・向上を目指します</p> <p>取組 1 公共施設最適配置基本方針に基づく最適配置の推進</p> <p>取組 2 長寿命化対策等による維持管理費用の削減</p> <p>取組 3 多様な場面での管民連携手法の積極的活用</p>
<p>公共施設等総合管理計画における「公共施設の最適配置基本方針」(R8.3 改定)</p>	<p>(1) 新たな公共施設は、原則として建設しません。※移転や集約により新たに整備する場合は除きます。</p> <p>(2) 施設の機能と建物等を切り離し、二軸での評価を行い、今後の方向性について検討します。</p> <p>(3) 効率的かつ効果的な機能の配置により、市民サービスの向上を目指します。</p> <p>(4) 官民連携手法を積極的に活用します。</p> <p>(5) 学校教育施設を活用します。</p>
<p>公共施設等総合管理計画の施設類型別方針 【学校教育系施設】</p>	<p>(短期的な方針)</p> <p>□児童・生徒及び学校利用者の安全・快適な利用環境を確保するため、学校施設の日常点検や維持補修による日々の安全確保を行うとともに、「学校施設の長寿命化計画」に基づき、改修や更新を計画的に実施します。</p> <p>□施設の改修や更新を行う際には、多様な学習への対応や防犯・安全性の確保、教職員の働きやすさなどに十分配慮します。</p> <p>□地域コミュニティの拠点としての小中学校の役割を明確にするとともに、将来の児童生徒数の推計を踏まえ、計画的に余裕教室等を活用できる体制の整備を検討します。</p> <p>□小中学校は災害時に避難所として活用されるため、防災設備の整備を推進し、児童生徒及び地域住民の安全を確保する機能強化に取り組みます。</p> <p>□国の施策等が学校施設に与える影響を踏まえ、新たな教育ニーズに対応するため、真に必要な学校施設を検討し、省エネルギー化への取組や、必要な教室・設備の整備を進めるなど、可能な限り良好な教育環境の確保を目指します。</p> <p>□将来の学校施設のあり方の検討に向け、まちづくりの視点を持って、全庁横断的な調査研究を行います。</p> <p>(中期的な方針)</p> <p>□ 将来さらなる児童・生徒数の減少などの地域性を踏まえ、教育水準と学習環境を維持していくため、今後の学校施設のあり方を検討します。また、地域ごとの将来の児童・生徒数の見通しや学校施設の設置状況を踏まえ、まちづくりの視点も持って、学校施設の最適化を検討します。</p>

② 目標使用年数、改修周期の設定

鉄筋コンクリート造の学校施設の法定耐用年数は、47年となっていますが、これは税務上減価償却費を算定するためのものです。文部科学省が示す「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引き」によれば、物理的な耐用年数はこれより長く、適切な維持管理がなされ、コンクリート及び鉄筋の強度が確保される場合には70～80年程度、さらに、技術的にはそれ以上持たせるような長寿命化も可能とされていることから、これらを考慮し、市では目標使用年数を以下のとおり設定します。

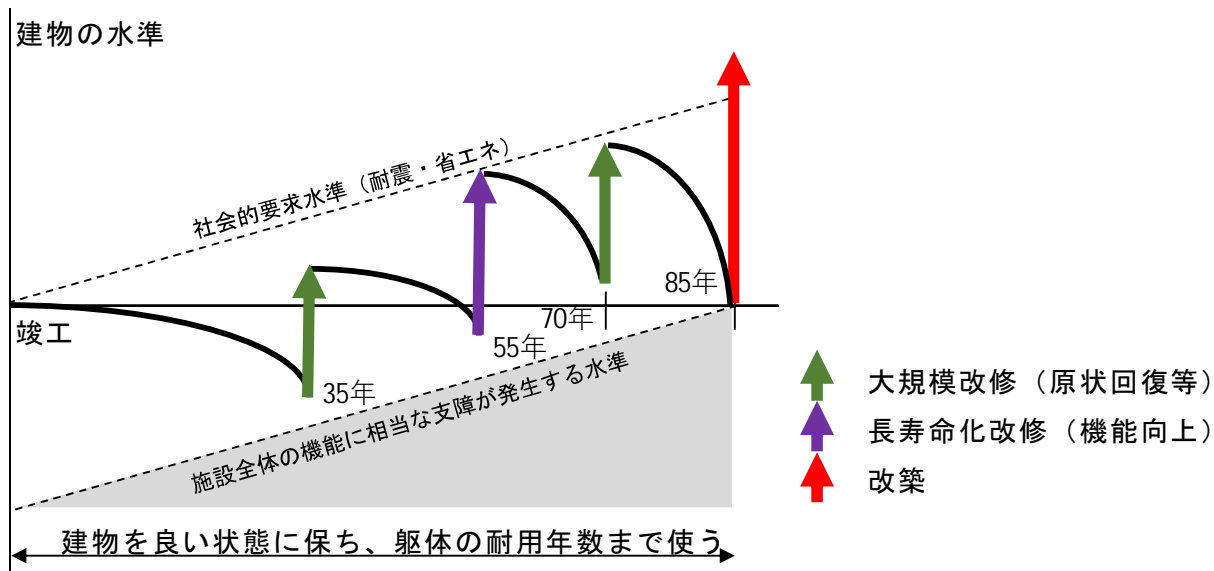
表 4-2 改修周期の設定一覧

	目標使用年数	大規模改修の周期	長寿命化改修の周期
校舎、体育館、柔剣道場、機械室	85年～90年	築35年	築55年
プール付属棟・倉庫・部室	長寿命化困難と判断し、築50年程度を目途に改築とする		

※校舎、体育館、柔剣道場、機械室は、対象施設の「用途地域、地区計画に基づく複合化の検討にあたって考慮すべき事項の整理」の類型により目標使用年数を調整しています。また、プールは改築の可否を検討中のためコストを見込んでいません。

なお、改修周期は市の財政状況や社会的な要因で異なる場合があります。

表 4-3 長寿命化のイメージ（長寿命化3型の例）



第5章 基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等

(1) 改修等の整備水準

① 従来の水準

市ではこれまでも旧耐震基準で建設された校舎・体育館は、耐震改修とあわせた大規模改修工事において、耐久性向上として屋上防水改修や外壁改修の実施、ライフライン設備更新として各種設備の更新や直結増圧給水方式への改修を行い、さらには教育環境向上としてトイレの全面改修、エレベーター設置を含むバリアフリー化を進めてまいりました。

また、平成31年度に普通教室、令和5年度に特別教室へ空調設備を導入するなど、施設水準の維持・向上に努めてきたところです。(表5-1,2 これまでの改修状況一覧参照)

これから大規模改修工事を行う新耐震基準で建設された校舎・体育館については、これまでと同等水準の工事を行うことにより、原状回復に加え社会的要求水準への対応を図ります。

また、長寿命化改修の周期を迎える施設については、長寿命化改良事業の交付要領に即した必須及び原則実施する工事細目を行うとともに、社会的要求水準に対応するため、防犯・防災機能の向上や公共施設等総合管理計画における「公共施設の最適配置基本方針」による検討、公共施設の個別施設計画と連携します。

さらに、今後大規模改修等の際には、「ZEB Ready」の達成や、「少人数教育」への対応、「GIGAスクール」の学びの実現、ICTを活用した空間設計による「設備の高機能化・多機能化」などについて、最新の他団体事例や各種データも参考に、取り組んでまいります。



表 5-2 これまでの改修状況一覧 (中学校)

改修の区分	長寿命化改修										複合施設化										
	教育環境向上					耐久性向上					ライフライン設備更新		防犯機能向上		防災施設化		その他				
改修目的	教育環境向上		耐久性向上		鉄骨部		電気		機械		他		防犯機能向上		防災施設化		その他				
	学主内容・学習形態の多様化への対応	地球環境問題への対応	トイレ環境の改善	バリアフリー化	屋根防水改修	ひび割れ・浮き・欠損部の補修	外装仕様のグレードアップ	鉄筋コンクリート部	a 表面処理改修	b 鉄筋の腐食対策	c 鉄筋のかぶり厚さ対策	屋根葺替え改修	主要構造体以外を解体した全体改修	a 鉄骨部の防食対策	b 接合部の破損の補修	電気設備改修	機械設備改修	消防設備改修	児童保育室	地区社会協議会	地域の提案に基づく整備
長寿命化改修事業の交付要領より、必須及び原則実施する工事細目但しライフラインについては、既に更新済みの場合は実施を要しない。	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				
改修細目	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
10	校舎 白井中学校	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場
11	校舎 大山口中学校	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場
12	校舎 南山中学校	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場
13	校舎 七次台中学校	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場
14	校舎 概合中学校	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場	校舎 柔剣道場

● : 概ね築35年目に実施した大規模改修や小規模改修で行った工事及びR2年度で実施が決定している工事

(2) 維持管理の項目・手法等

市では、各学校施設の維持管理を効率的・効果的に行うため「第3章②学校施設の老朽化状況の実態」において把握した状況と、建築基準法第12条点検等を通じて効率的な点検・評価を進めます。

また、学校を含む公共施設では、設備機器等の保守管理、点検、法定検査、維持管理等の業務を包括的に委託することにより、業務の効率化と施設の維持管理に係る品質の向上、事務量の軽減を図る公共施設包括管理業務委託を令和3年度から導入しています。引き続き同業務委託を実施し、さらなる業務の効率化等の実効性の向上を図ります。

第6章 長寿命化の実施計画

(1) 改修等の優先順位付けと実施計画

① 改修等の優先順位付け

「第2章(2)学校施設の老朽化状況の実態」における劣化順位が上位の中で、改修周期を迎える施設を優先することとしますが、公共施設等総合管理計画における「公共施設の最適配置基本方針」による検討や公共施設の個別施設計画と、本計画とを連携することにより随時見直します。

また、優先順位の高い施設から順次改修等を前提としますが、児童・生徒の安全性の確保を最優先とし、安全・安心で快適な教育環境の維持を図るため、局所的に損傷が激しい施設の部分的な修繕等を計画的に実施していく必要があります。

② 実施計画

本計画における実施計画は、基本方針に基づいて、整備方式や内容及びスケジュールを決定し、大規模改修並びに長寿命化改修及び改築を併用して整備費用のバランスをとるものとし、また、開始時期は市の総合計画に併せて令和3年度として、その後10年間で2期に分けて計画します。今回の改定は、2期目開始時点の定期見直しに該当します。

なお、本計画は、定期見直しに加え、必要に応じて随時見直すものとし、

表 6-1 整備方式

現在の建物に対する設定					
番号	シナリオ	目標使用年数	長寿命化改修実施年	予防改修	備考
1	長寿命化1型	90年	55年	35年周期	類型：A（※）
2	長寿命化2型	88年	55年	35年周期	類型：B（※）
3	長寿命化3型	85年	55年	35年周期	類型：C（※）
4	改築1型	50年	-	-	附属施設（倉庫、部室）
5	改築2型	50年	-	-	附属施設（使用中プール） ※改築の要否を検討中のため コストを見込まない

※校舎、体育館、柔剣道場、附属施設（機械室）は、長寿命化後の建替えに当たり、「用途地域、地区計画に基づく複合化の検討に当たって考慮すべき事項の整理」の類型により区分しています。建替時の事前手続が多い施設の順に、施設の目標使用期間を延ばすことで、建替時期を調整しています。

表 6-2 実施計画表の見方

54 白井中基本設計 62（校舎）	55 白井中実施設計 62（校舎）	56 白井中工事1期 62（校舎）	57 白井中工事2期 62（校舎）
53 白井中基本設計 80（体育館）	54 白井中実施設計 80（体育館）	55 白井中工事1期 80（体育館）	56 白井中工事2期 80（体育館）

学校名・業務内容を示す
 築年数を示す
 施設の系列を示す
 劣化順位を示す

設計業務を示す
工事を示す (施設修繕計画に記載あり)
工事を示す (施設修繕計画に記載なし)
工事監理を示す

表 6-3 大規模改修～長寿命化改修 実施計画

R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
長寿命化計画第2期									
大規模改修工事 (校舎)									
32 桜台小工事監理 14 (校舎)									
32 桜台小工事 14 (校舎)									
32 桜台中工事監理 24 (校舎一部)			35 桜台中基本設計 24 (校舎)	36 桜台中実施設計 24 (校舎)	37 桜台中工事監理 24 (校舎)				
32 桜台中工事 24 (校舎一部)					37 桜台中工事 24 (校舎)				
長寿命化計画第3期									
大規模改修工事									
大規模改修工事 (体育館・ 柔剣道場)									
		38 池の上小実施設計 29 (体育館)	39 池の上小工事監理 29 (体育館)						
			39 池の上小工事 29 (体育館)						
			35 桜台小実施設計 23 (体育館)	36 桜台小工事監理 23 (体育館)					
				36 桜台小工事 23 (体育館)					
	37 七次台中実施設計 58 (柔剣道場)	38 七次台中工事監理 58 (柔剣道場)							
		38 七次台中工事 58 (柔剣道場)							

表 6-4 長寿命化改修～改築 実施計画

R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	
長寿命化計画第2期										
長寿命化改良工事 (校舎)						55 大山口小基本設計 2.0 (校舎)	56 大山口小実施設計 2.0 (校舎)	57 大山口小工事監理 2.0 (校舎)	58 大山口小工事監理 2.0 (校舎)	
								57 大山口小工事1期 2.0 (校舎)	58 大山口小工事1期 2.0 (校舎)	
				60 白井中基本計画 6.2 (校舎)	61 白井中基本設計 6.2 (校舎)	62 白井中実施設計 6.2 (校舎)	63 白井中工事監理 6.2 (校舎)	64 白井中工事監理 6.2 (校舎)		
							63 白井中工事1期 6.2 (校舎)	64 白井中工事2期 6.2 (校舎)		
							55 大山口小基本設計 6.5 (体育館)	56 大山口小実施設計 6.5 (体育館)	57 大山口小工事監理1期 6.5 (体育館)	58 大山口小工事監理2期 6.5 (体育館)
									57 大山口小工事1期 6.5 (体育館)	58 大山口小工事2期 6.5 (体育館)
改築1型				56 白井中基本設計 8.0 (体育館)		58 白井中工事監理 8.0 (体育館)	59 白井中工事監理 8.0 (体育館)			
						58 白井中工事1期 8.0 (体育館)	59 白井中工事2期 8.0 (体育館)			
						55 大山口小工事 1.2 (倉庫)		57 清水口小工事 5.4・5.6 (倉庫)		
						51 大山口小工事 4.2 (体育倉庫)		57 清水口小工事 1.1 (体育倉庫)		
						56 白井中工事 1 (部室)		51 大山口中工事 4.6 (体育倉庫)		
						46 白井中工事 3.4 (体育倉庫)		49 大山口中工事 3.7 (部室)		
改築1型										

(2) 長寿命化のコストの見通し、長寿命化の効果～維持・更新の課題と今後の方針～

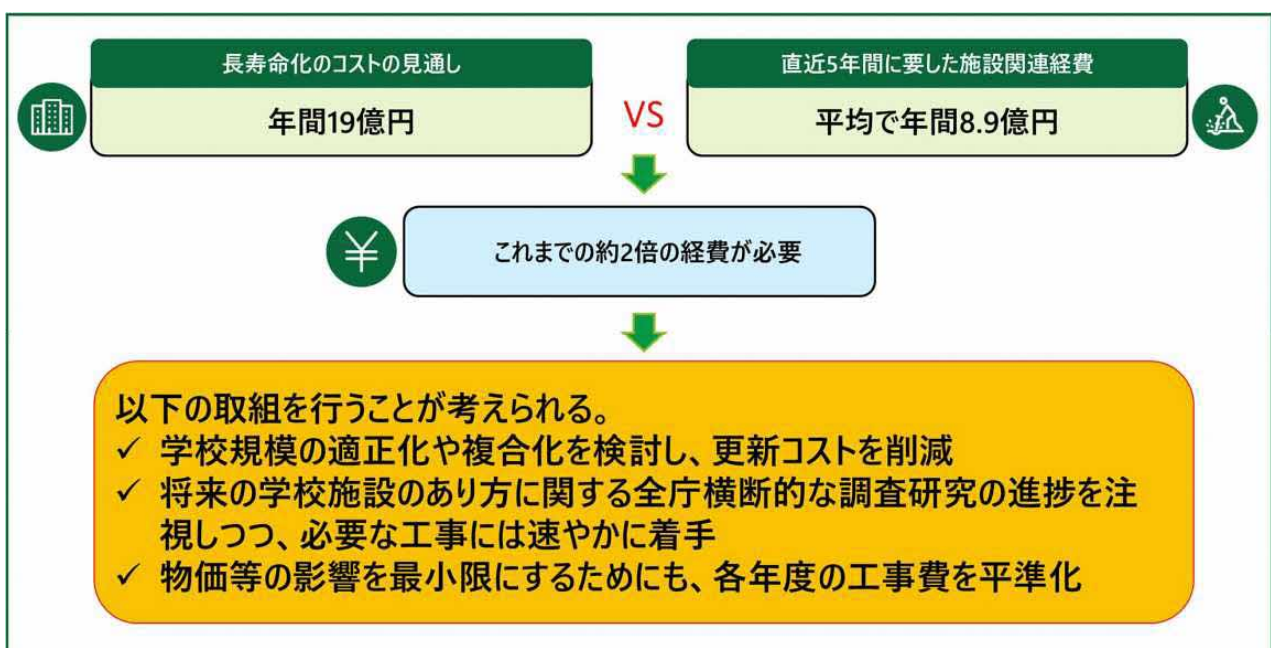
今回計画した実施計画における長寿命化コストの見通しは、40年間で741億円、1年当たりの平均額は19億円が必要となり、令和3年度から令和7年度までの直近5年間に要した施設関連経費の平均年額である8.9億円に対し、約2倍もの経費が必要という結果となりました。

令和2年8月に本計画を策定した際には、令和2年度から40年間で485億円、1年当たりの平均必要額を12億円と試算しており、コストの見通しは大幅に悪化しています。

直近10年の見通しは、178億円（2期目26億円、3期目152億円）となり、年平均18億円を要することになります。市の財政状況から財政負担が多く、将来の施設マネジメントに問題を抱えることが予想されるため、本計画を推進していくため、国庫補助制度等を有効に活用するとともに基本方針のさらなる推進を図る必要があります。

施設の長寿命化は、突発的な大規模修繕や建替えの頻度を減らし、ライフサイクルコストを抑えることができます。また、長期的な視点で予算計画を立てやすくなり、財政負担の平準化が可能です。一方で、目標使用年数経過後の施設の規模を建替後も維持することを前提とした場合は、ライフサイクルコストの削減効果が限定的になってしまいます。そのため、長寿命化した施設の全てを単純に更新するのではなく、学校規模の適正化や複合化を検討し、更新コストを削減する必要があります。

また、市においても、これまでコスト削減施策に積極的に取り組んできたものの、これらの取組の進展を上回る速度で物価上昇等によりコストが増加していくものと考えられます。このような環境下では、必要な施設整備を後年度に先送りすると、当初よりコストが増大する可能性があります。そのため、将来の学校施設のあり方に関する全庁横断的な調査研究の進捗を注視しつつ、必要な工事には速やかに着手する必要があります。資金調達や資金運用の財政面も踏まえると、物価等の影響を最小限にするためにも、各年度の工事費を平準化することも重要であるといえます。



第7章 長寿命化計画の継続的運用方針

(1) 情報基盤の整備と活用

公共施設カルテを活用し、施設の基本情報、光熱水費をはじめとする運営経費、工事履歴や劣化情報を集約し、管理体制を強化していきます。

また、これらのデータをもとに施設の現状や課題を把握し、計画的な維持管理や更新・改修の優先順位付けを行うことで、学校施設の長寿命化と効率的な運営を目指します。さらに、市長部局も含めた関係部署との情報共有を推進し、資産の有効活用など計画的な取組を進めていきます。

(2) 推進体制等の整備

学校施設の所管課である教育総務課において、本計画を含む学校施設のマネジメントを行っていくこととなりますが、公共施設等総合管理計画において、「公共施設等に係るマネジメントの取組をさらに推進するためには、市全体としての課題と基本方針を共有し、さらに共有した情報を活用して、全庁横断的な取組を可能とするための実効性のある体制を構築」することとしているため、必要に応じて市長部局の財政部門及び公共施設マネジメント担当部門と全庁横断的な検討体制を構築し、長寿命化等に係る施設整備を推進してまいります。

また、日常の施設管理の質を向上するため、市長部局とともに包括施設管理業務委託による毎月の巡回点検や各種報告書を活用して不具合箇所の早期把握と対応を図ってまいります。

(3) フォローアップ

本計画は、学校施設の改修や建替えの優先順位を設定するもので、白井市総合計画の中で実施年次等を精査していきます。また、事業の進捗状況、劣化状況など最新の結果を反映して本計画は見直しを図ります。



白井市 学校施設の長寿命化計画
令和2年8月
(令和8年3月改定)

〒270-1492
千葉県白井市復1123
白井市教育委員会 教育部教育総務課

TEL 047-492-1111
FAX 047-492-6377
E-mail kyouiku-soumu@city.shiroi.chiba.jp